

練馬の介護保険

—令和3年度（2021年度）実績報告—

練馬区

目 次

1	高齢者人口と被保険者	1
2	介護保険料	4
3	要介護認定	11
4	保険給付	17
5	地域支援事業	35
6	介護保険財政	40
7	事業者	44
8	介護人材の確保・育成	47
9	相談・苦情への対応など	50
10	諮問機関	52
11	介護保険事業計画	56
12	資料	57

1 高齢者人口と被保険者

(1) 練馬区の高齢者人口

令和4年4月1日現在の練馬区の人口は738,131人であり、そのうち高齢者(65歳以上)の人口は161,963人、高齢化率21.94%となっている。

練馬区の高齢者人口

各年4月1日現在(単位:人)

区 分		H30	H31	R02	R03	R04
総人口	男	355,507	356,983	359,633	358,936	357,275
	女	374,426	377,706	381,955	381,481	380,856
	計	729,933	734,689	741,588	740,417	738,131
第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)人口	男	128,284	129,373	131,003	131,762	132,313
	女	124,626	126,192	127,880	129,178	129,870
	計	252,910	255,565	258,883	260,940	262,183
高齢者(65歳以上)人口 (高齢化率)	男	67,992	68,441	68,933	69,328	69,561
	女	90,870	91,310	91,800	92,080	92,402
	計	158,862 (21.76%)	159,751 (21.74%)	160,733 (21.67%)	161,408 (21.80%)	161,963 (21.94%)
前期高齢者(65歳以上 74歳以下)人口 (前期高齢者割合)	男	35,477	35,134	35,328	35,981	35,664
	女	39,091	38,109	37,839	38,095	37,573
	計	74,568 (10.22%)	73,243 (9.97%)	73,167 (9.87%)	74,076 (10.00%)	73,237 (9.92%)
後期高齢者(75歳以上) 人口 (後期高齢者割合)	男	32,515	33,307	33,605	33,347	33,897
	女	51,779	53,201	53,961	53,985	54,829
	計	84,294 (11.55%)	86,508 (11.77%)	87,566 (11.81%)	87,332 (11.79%)	88,726 (12.02%)
85歳以上人口 (85歳以上人口割 合)	男	8,607	9,099	9,657	10,243	10,682
	女	17,719	18,706	19,726	20,840	21,663
	計	26,326 (3.61%)	27,805 (3.78%)	29,383 (3.96%)	31,083 (4.20%)	32,345 (4.38%)

出典：練馬区住民基本台帳

(2) 第1号被保険者

原則として区内に住所を有する65歳以上の方である。住所地特例((4)を参照)により、練馬区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き、練馬区の被保険者となる。

日常生活において介護が必要となった場合、要介護(要支援)認定を受ければ介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、保険者である練馬区に直接納める。

第1号被保険者数

(単位：人)

年 年齢	H30	H31	R02	R03	R04
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	159,716	160,700	161,729	162,420	162,974
総人口 (各年4月1日現在)	729,933	734,689	741,588	740,417	738,131
比率	21.9%	21.9%	21.8%	21.9%	22.1%

第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在(単位：人)

年 年齢	H30	H31	R02	R03	R04
65～69	39,667	37,339	35,209	34,164	33,852
70～74	35,009	36,031	38,074	40,044	39,506
75～79	31,545	32,700	32,315	30,336	29,892
80～84	26,807	26,430	26,279	26,301	26,867
85～89	17,003	17,793	18,636	19,610	20,065
90～94	7,438	8,028	8,613	9,083	9,592
95～99	1,954	2,048	2,246	2,484	2,769
100～	293	331	357	398	431
合計	159,716	160,700	161,729	162,420	162,974

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年度 年齢	H29	H30	R01	R02	R03	
取得	65歳到達	7,283	6,878	6,792	6,912	7,102
	転入	1,532	1,607	1,656	1,442	1,414
	その他	466	442	483	442	518
	増計	9,281	8,927	8,931	8,796	9,034
喪失	死亡	5,312	5,441	5,452	5,670	5,929
	転出	2,137	2,180	2,106	2,069	2,138
	その他	270	322	344	366	413
	減計	7,719	7,943	7,902	8,105	8,480

その他...転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人数

(3) 第2号被保険者

区内に住所を有する40歳から64歳までの医療保険に加入している方である。

加齢が原因とされる特定の病気(指定された16疾病)により介護が必要となり、要介護(要支援)認定を受けた場合に介護保険サービスを利用できる。

介護保険料は、練馬区に直接納めることはなく、各医療保険者に医療保険料の一部として納める。納めた保険料は、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金へ納付し、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金として、区に交付される。

(4) 特例被保険者

原則として区内に住所を有する方が練馬区の被保険者となるが、制度上、特例が設けられている。

住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、引き続き、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。住所地特例対象施設は、つぎのとおりである。

ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院（介護療養型医療施設）
エ 養護老人ホーム オ 有料老人ホーム カ 軽費老人ホーム

有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供する「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、地域密着型特定施設入居者生活介護に該当しない住宅は全て特定施設入居者生活介護に該当し、住所地特例の対象となる。ただし、当該住宅に平成27年3月31日以前から入居している方は住所地特例適用の対象外となる。

他住所地特例者

の住所地特例者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、引き続き、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

適用除外施設入所者

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設に入所して福祉事務所から生活介護および施設入所支援の支給決定を受けている場合や、救護施設に入所している場合等に、介護保険資格喪失届を提出することにより、介護保険の被保険者とはならない。

特例被保険者数：再掲

各年3月31日現在（単位：人）

年 区分	H30	H31	R02	R03	R04
住所地特例者	1,465	1,595	1,717	1,830	1,908
他住所地特例者	573	615	684	774	829
適用除外施設入所者	55	53	50	52	55

2 介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付の見込みや人口の推移などを基に、3年度を単位とした事業計画期間ごとに練馬区介護保険条例で定めている。保険者(区)が賦課・徴収する。

第6期(平成27~29年度)

段階	対象者			料率	保険料額	
第1段階	生活保護受給の方			0.45	31,460円	
	本人が特別区民税	同じ世帯に全員が特別区民税非課税	老齢福祉年金受給の方			
本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が			80万円以下の方	0.60	41,940円	
80万円を超えて120万円以下の方						
第2段階	本人が特別区民税	同じ世帯に特別区民税非課税	120万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)	0.70	48,930円	
第3段階			本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.80	55,920円
第4段階				80万円を超える方(本人が特別区民税未申告の方を含む)	1.00	基準額 69,900円 基準月額 15,825円
第5段階	本人が特別区民税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	本人の前年の合計所得金額が	1.13	78,990円	
第6段階						125万円未満の方
第7段階	本人が特別区民税	本人の前年の合計所得金額が	本人の前年の合計所得金額が	1.28	89,480円	
第8段階						125万円以上200万円未満の方
第9段階						200万円以上300万円未満の方
第10段階						300万円以上400万円未満の方
第11段階						400万円以上600万円未満の方
第12段階						600万円以上800万円未満の方
第13段階						800万円以上1,000万円未満の方
第14段階						1,000万円以上1,500万円未満の方
第15段階						1,500万円以上2,000万円未満の方
第16段階	2,000万円以上の方	3.00	209,700円			

1 基準月額 は年額を12か月で除した場合の参考表示

第7期（平成30～令和2年度）

段階	対象者			料率	保険料額
第1段階 1	生活保護受給の方			平成30年度 0.40	31,080円
	本人が特別区民税非課税	老齢福祉年金受給の方		令和元年度 0.325	25,320円
		80万円以下の方		令和2年度 0.25	19,440円
第2段階 1	本人が特別区民税	同じ世帯に いる全員が特別区民税非課税	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円を超えて120万円以下の方	
第3段階 1				120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	
第4段階				80万円以下の方	
第5段階	非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含む）	
第6段階				125万円未満の方	
第7段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額が		125万円以上200万円未満の方	
第8段階				200万円以上300万円未満の方	
第9段階				300万円以上400万円未満の方	
第10段階				400万円以上600万円未満の方	
第11段階				600万円以上800万円未満の方	
第12段階				800万円以上1,000万円未満の方	
第13段階				1,000万円以上1,500万円未満の方	
第14段階				1,500万円以上2,000万円未満の方	
第15段階				2,000万円以上の方	

1 令和元年10月消費税引き上げに伴い、令和元年度および2年度の第1～3段階の保険料については、公費負担による保険料軽減強化を実施している。

2 基準月額は年額を12か月で除した場合の参考表示

第8期（令和3～5年度）

段階	対象者			料率	保険料額
第1段階 1	生活保護受給の方			0.25	19,800円
	本人が特別区 住民税非課税	同じ世帯に いる全員が特別 区住民税非課税	老齢福祉年金受給の方		
本人の前年の課税 対象年金収入額と その他の合計所得 金額の合計が			80万円以下の方	0.32	25,440円
			80万円を超えて 120万円以下の方		
第3段階 1	本人が特別区 住民税非課税	同じ世帯に特別区 住民税課税の方 がいる	120万円を超える方 （本人が特別区住民 税未申告の方を含む）	0.62	49,200円
第4段階			80万円以下の方	0.76	60,240円
第5段階	本人が特別区 住民税課税	同じ世帯に特別区 住民税課税の方 がいる	本人の前年の課税 対象年金収入額と その他の合計所得 金額の合計が	1.00	基準額 79,200円 基準月額 1 6,600円
第6段階			80万円を超える方 （本人が特別区住民 税未申告の方を含む）		
第6段階	本人が特別区 住民税課税	本人の前 年の合計 所得金額 が	125万円未満の方	1.07	84,840円
第7段階			125万円以上 210万円未満の方	1.23	97,440円
第8段階			210万円以上 320万円未満の方	1.48	117,240円
第9段階			320万円以上 400万円未満の方	1.67	132,360円
第10段階			400万円以上 600万円未満の方	2.00	158,400円
第11段階			600万円以上 800万円未満の方	2.30	182,160円
第12段階			800万円以上 1,000万円未満の方	2.70	213,840円
第13段階			1,000万円以上 1,500万円未満の方	3.10	245,520円
第14段階			1,500万円以上 2,000万円未満の方	3.50	277,200円
第15段階			2,000万円以上 3,500万円未満の方	3.90	308,880円
第16段階			3,500万円以上 5,000万円未満の方	4.30	340,560円
第17段階	5,000万円以上の方	4.70	372,240円		

1 第1～3段階の保険料については、公費負担による軽減を実施している。

2 基準月額を年額を12か月で除した場合の参考表示

所得段階別の第1号被保険者数

各年度3月31日現在(単位:人)

所得段階		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
第1段階	被保険者数	31,861	32,097	32,127	31,954	31,818
	構成比	20.0%	20.0%	19.9%	19.7%	19.5%
第2段階	被保険者数	9,894	10,338	10,752	10,946	11,439
	構成比	6.2%	6.4%	6.7%	6.7%	7.0%
第3段階	被保険者数	10,550	10,626	10,937	11,114	11,415
	構成比	6.6%	6.6%	6.8%	6.8%	7.0%
第4段階	被保険者数	20,934	20,465	19,707	19,191	18,656
	構成比	13.1%	12.7%	12.2%	11.8%	11.5%
第5段階	被保険者数	15,678	15,628	15,853	15,987	16,169
	構成比	9.8%	9.7%	9.8%	9.9%	9.9%
第6段階	被保険者数	18,225	18,537	18,879	19,114	19,003
	構成比	11.4%	11.5%	11.7%	11.8%	11.7%
第7段階	被保険者数	19,201	19,299	19,403	19,379	21,638
	構成比	12.0%	12.0%	12.0%	11.9%	13.3%
第8段階	被保険者数	13,339	13,276	13,503	13,736	13,562
	構成比	8.4%	8.3%	8.4%	8.5%	8.3%
第9段階	被保険者数	6,716	6,753	6,892	7,114	5,433
	構成比	4.2%	4.2%	4.3%	4.4%	3.3%
第10段階	被保険者数	5,487	5,698	5,644	5,725	5,731
	構成比	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
第11段階	被保険者数	2,129	2,185	2,216	2,308	2,329
	構成比	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
第12段階	被保険者数	1,220	1,272	1,289	1,268	1,295
	構成比	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
第13段階	被保険者数	1,692	1,746	1,721	1,747	1,694
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%
第14段階	被保険者数	840	928	911	910	940
	構成比	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
第15段階	被保険者数	1,816	1,752	1,786	1,775	1,034
	構成比	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.6%
第16段階	被保険者数					341
	構成比					0.2%
第17段階	被保険者数					381
	構成比					0.2%
合計	被保険者数	159,582	160,600	161,620	162,268	162,878
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

保険料賦課日を基準としているため、P2の第1号被保険者数とは異なる。
 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 第1号被保険者の保険料収納状況

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収(特別徴収)となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付(普通徴収)となる。

介護保険料の収納状況

現年分

(単位:円)

年度		H29	H30	R01	R02	R03
区分						
調定額(A)		11,515,902,000	12,798,669,140	12,572,743,680	12,305,672,670	12,652,653,940
収納額	金額(B)	11,279,992,480	12,574,772,560	12,364,923,830	12,119,139,840	12,480,273,600
	収納率(B/A)	98.0%	98.3%	98.3%	98.5%	98.6%
収入未済額	金額(C)	235,909,520	223,896,580	207,819,850	186,532,830	172,380,340
	収入未済率(C/A)	2.0%	1.7%	1.7%	1.5%	1.4%

滞納繰越分

(単位:円)

年度		H29	H30	R01	R02	R03
区分						
調定額(A)		484,261,129	476,240,369	451,750,440	413,084,480	363,463,330
収納額	金額(B)	67,084,040	68,686,640	74,978,330	80,656,540	71,426,450
	収納率(B/A)	13.9%	14.4%	16.6%	19.5%	19.7%
不納欠損額	金額(C)	176,846,240	179,699,869	171,507,480	155,497,440	138,507,440
	不納欠損率(C/A)	36.5%	37.7%	38.0%	37.6%	38.1%
収入未済額	金額(D=A-B-C)	240,330,849	227,853,860	205,264,630	176,930,500	153,529,440
	収入未済率(D/A)	49.6%	47.8%	45.4%	42.8%	42.2%

徴収方法別の収納状況 (現年分)

年度		H29	H30	R01	R02	R03
徴収方法						
特別徴収	調定者数(人)	137,633	141,181	141,653	140,298	140,712
	調定額(円)	9,887,949,460	11,091,994,090	10,917,751,340	10,628,106,950	10,823,256,720
	収納額(円)	9,887,949,460	11,091,994,090	10,917,751,340	10,628,106,950	10,823,256,720
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定者数(人)	28,535	26,153	26,695	28,683	29,271
	調定額(円)	1,627,952,540	1,706,675,050	1,654,992,340	1,677,565,720	1,829,397,220
	収納額(円)	1,392,043,020	1,482,778,470	1,447,172,490	1,491,032,890	1,657,016,880
	収納率	85.5%	86.9%	87.4%	88.9%	90.6%
合計	調定者数(人)	166,168	167,334	168,348	168,981	169,983
	調定額(円)	11,515,902,000	12,798,669,140	12,572,743,680	12,305,672,670	12,652,653,940
	収納額(円)	11,279,992,480	12,574,772,560	12,364,923,830	12,119,139,840	12,480,273,600
	収納率	98.0%	98.3%	98.3%	98.5%	98.6%

口座振替の状況

各年度 3月31日現在 (単位:人)

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
普通徴収被保険者数	27,479	25,160	25,671	27,625	28,048
口座振替加入者数	4,863	4,570	4,461	4,796	4,999
口座振替加入率	17.7%	18.2%	17.4%	17.4%	17.8%

【参考】保険料基準月額

第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～R2 年度)	第8期 (R3～5 年度)
3,100円	3,300円	3,950円	3,950円	5,240円	5,825円	6,470円	6,600円

(3) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため保険者(区)は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・徴収することはない。

各医療保険者は、徴収した保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付し、令和3年度は、区の保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業にかかる経費の27%に相当する金額が、同基金から介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金として、区に交付された。

被保険者の負担割合

期 区分	第1期 (H12～14 年度)	第2期 (H15～17 年度)	第3期 (H18～20 年度)	第4期 (H21～23 年度)	第5期 (H24～26 年度)	第6期 (H27～29 年度)	第7期 (H30～R2 年度)	第8期 (R3～5 年度)
第1号被保険者	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%	23%
第2号被保険者	33%	32%	31%	30%	29%	28%	27%	27%
被保険者合計	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

(4) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間(災害等は3か月)を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
減免者数(人)	8	10	12	9	6
減免金額(円)	236,090	252,230	295,350	358,590	138,270

(5) 震災減免

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を被災した後に、練馬区に転入した第 1 号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成 24 年 10 月以降は、福島第一原発の事故に伴う避難者に要件を限って減免を継続している。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
減免者数(人)	17	17	15	18	19
減免金額(円)	913,630	908,300	829,420	791,930	900,310

(6) 生計困難世帯の保険料の減額

所得段階第 2 段階または第 3 段階で、一定の条件に該当する生計困難な方の保険料を第 1 段階の保険料額に減額する。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
減額者数(人)	104	104	95	101	107
減額金額(円)	1,244,330	1,564,000	1,318,030	1,413,040	1,763,790

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る減免

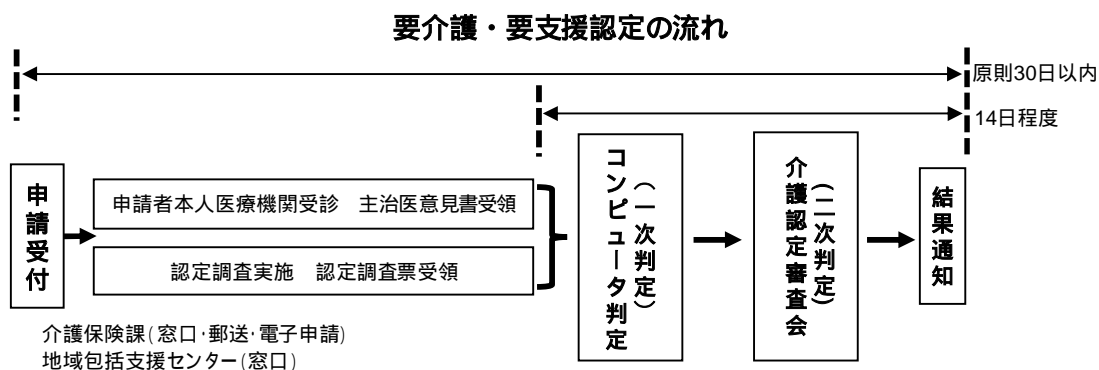
第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に減免を行う。

減免者数 (人)	R02		R03
	令和元年度保険料分	令和 2 年度保険料分	342
減免金(円)	9,245,320	57,731,530	

3 要介護認定

(1) 要介護・要支援認定の申請

介護保険のサービスを利用するためには、区に申請をして、要介護・要支援認定を受けなければならない。要介護・要支援認定は、どれくらいの介護サービスを必要とするかという介護の必要度を「介護の手間」という共通の基準で判断するものである。申請は、本人または家族等が、介護保険課に行くか、地域包括支援センターあるいは居宅介護支援事業者等を通して行う。



要介護・要支援認定申請の受理件数

(単位：件)

区分 \ 年度	H29	H30	R01	R02	R03
新規	7,767	8,089	7,877	7,576	8,037
更新	19,143	17,316	19,648	10,125	22,102
区分変更	4,132	4,500	4,644	4,933	5,234
転入	357	365	385	337	374
合計	31,399	30,270	32,554	22,971	35,747

認定有効期間内に心身の状態が改善または悪化等により、現在の要介護度に該当しなくなった場合に行う変更申請

(2) 認定調査

区の職員や区が委託した居宅介護支援事業者等の調査員が、ご自宅等を訪問して心身の状況などを調査する。

認定調査員の判断基準を平準化するために、知識の習得や調査能力の向上を目的とした研修を実施している。

新規研修：新規に認定調査に従事する者が対象で、受講が義務付けられている。

実践研修・管理者向け研修：区内居宅介護支援事業者等の調査員および管理者を対象に、調査能力の向上と適切な業務管理体制の構築を目的に実施している。

認定調査機関別件数

(単位：件)

調査機関	年度	H29	H30	R01	R02	R03
区		10,323	10,379	11,132	9,045	9,540
他市区町村(嘱託)		61	67	103	57	69
居宅介護支援事業者等(委託)		19,704	18,197	20,571	9,156	13,766
施設(委託)		0	0	0	0	0
合計		30,088	28,643	31,806	18,258	23,375

介護保険課のほか、地域包括支援センター等の実施分を含む。

研修回数および参加者数

年度	H29	H30	R01	R02	R03
回数(回)	6	6	6	2	3
延べ参加者数(人)	133	213	242	43	150

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から参集形式によらない研修を導入した。新規研修は東京都からの通知を受けe-ラーニングにより実施、実践研修は集合形式とオンライン形式の併用により実施、管理者向け研修は書面による研修とし区内184事業所等に資料を送付した。

(3) 介護認定審査会

要介護度は、調査員の訪問調査結果と主治医の意見書による一次判定(コンピュータ判定)をもとに介護認定審査会で修正および確定を行い、二次判定(介護の手間や状態の維持・改善可能性にかかる審査)を経て認定する。

介護認定審査会は、保健、医療または福祉に関する学識経験者のうちから、区長が任命する委員で構成される合議体である。委員の総定数は条例で280人以内、各合議体の定数は規則で4人と定めている。任期は2年で、再任することができる。令和4年3月31日現在、委員は227人、合議体数は50となっている。

国の通知に基く新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、更新申請の際に、感染拡大防止の観点から面会が困難な場合で、本人・家族等の同意があるものについては、認定期間を6か月延長している。(令和3年度 9,723件)

介護認定審査会委員に対して、審査判定データに係る情報提供や審査判定の要点および手順の周知をすることにより、判定結果における合議体間の平準化に取り組んでいる。

介護認定審査会委員構成 令和4年3月31日現在（単位：人）

医師	57
歯科医師	25
薬剤師	23
三療師（はり・灸・マッサージ・指圧）	4
柔道整復師	5
介護老人保健施設職員	24
介護老人福祉施設職員	46
訪問看護ステーション職員	11
その他（福祉施設等職員経験者）	32
合計	227

任期 2年間（令和3年4月～令和5年3月）

介護認定審査会開催数・審査判定数

年度	H29	H30	R01	R02	R03
審査会開催数（回）	828	818	809	604	768
審査判定数（件）	29,541	28,571	30,922	18,803	22,177

審査会判定結果内訳

（単位：人）

年度 区分	H29	H30	R01	R02	R03
非該当	210	239	320	226	233
要支援1	3,368	3,088	3,938	2,368	2,742
要支援2	3,573	2,849	3,574	2,030	2,373
要介護1	6,954	6,648	7,085	4,253	4,475
要介護2	5,280	5,293	5,363	3,170	3,613
要介護3	3,572	3,582	3,787	2,432	2,913
要介護4	3,428	3,604	3,554	2,359	3,095
要介護5	3,156	3,268	3,301	1,965	2,733
合計	29,541	28,571	30,922	18,803	22,177

介護認定審査会委員研修参加者数

（単位：人）

年度 研修	H29	H30	R01	R02	R03
新任研修(区主催)	46	0	48	2	72
新任研修(都主催)	7	3	20	0	0
現任研修(区主催)	134	133	172	0	126
現任研修(都主催)	27	11	0	0	0

令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から東京都主催の現任・新任研修は開催されず、練馬区主催の現任・新任研修のみオンライン形式により開催した。

(4) 要介護・要支援認定

認定の更新等による要介護度の変化 その1 (令和3年度)

(単位:人)

前回の介護度		今回の介護度							
介護度	認定者数	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要支援1	2,077	48 (2.3%)	611 (29.4%)	491 (23.6%)	432 (20.8%)	250 (12.0%)	112 (5.4%)	81 (3.9%)	52 (2.5%)
要支援2	1,978	28 (1.4%)	254 (12.8%)	522 (26.4%)	544 (27.5%)	321 (16.2%)	162 (8.2%)	97 (4.9%)	50 (2.5%)
要介護1	3,493	6 (0.2%)	117 (3.3%)	177 (5.1%)	1,110 (31.8%)	934 (26.7%)	549 (15.7%)	383 (11.0%)	217 (6.2%)
要介護2	2,934	3 (0.1%)	39 (1.3%)	77 (2.6%)	351 (12.0%)	793 (27.0%)	722 (24.6%)	571 (19.5%)	378 (12.9%)
要介護3	1,947	1 (0.1%)	15 (0.8%)	16 (0.8%)	86 (4.4%)	212 (10.9%)	578 (29.7%)	600 (30.8%)	439 (22.5%)
要介護4	1,454	0 (0.0%)	4 (0.3%)	8 (0.6%)	58 (4.0%)	96 (6.6%)	188 (12.9%)	594 (40.9%)	506 (34.8%)
要介護5	929	0 (0.0%)	2 (0.2%)	7 (0.8%)	17 (1.8%)	41 (4.4%)	53 (5.7%)	158 (17.0%)	651 (70.1%)
計	14,812	86 (0.6%)	1,042 (7.0%)	1,298 (8.8%)	2,598 (17.5%)	2,647 (17.9%)	2,364 (16.0%)	2,484 (16.8%)	2,293 (15.5%)
新規申請	7,365	147 (2.0%)	1,700 (23.1%)	1,075 (14.6%)	1,877 (25.5%)	966 (13.1%)	549 (7.5%)	611 (8.3%)	440 (6.0%)
認定者総計	22,177								

認定の更新等による要介護度の変化 その2 (令和3年度) (単位:人)

前回の要介護度		今回の要介護度		
要介護度	認定者数	軽度化	維持	重度化
要支援1	2,077	48 (2.3%)	611 (29.4%)	1,418 (68.3%)
要支援2	1,978	282 (14.3%)	522 (26.4%)	1,174 (59.4%)
要介護1	3,493	300 (8.6%)	1,110 (31.8%)	2,083 (59.6%)
要介護2	2,934	470 (16.0%)	793 (27.0%)	1,671 (57.0%)
要介護3	1,947	330 (16.9%)	578 (29.7%)	1,039 (53.4%)
要介護4	1,454	354 (24.3%)	594 (40.9%)	506 (34.8%)
要介護5	929	278 (29.9%)	651 (70.1%)	(0.0%)
計	14,812	2,062 (13.9%)	4,859 (32.8%)	7,891 (53.3%)

第1号被保険者年齢別認定者の内訳 (令和4年3月末)

(単位:人)

年齢	被保険者数	認定者数	要支援			要介護					
			1	2	小計	1	2	3	4	5	小計
65~69	33,852	1,072	108	139	247	197	231	119	136	142	825
70~74	39,506	2,584	363	334	697	476	519	355	277	260	1,887
小計	73,358	3,656	471	473	944	673	750	474	413	402	2,712
認定率		5.0%	0.6%	0.6%	1.3%	0.9%	1.0%	0.6%	0.6%	0.5%	3.7%
75~79	29,892	4,163	628	559	1,187	830	815	521	460	350	2,976
80~84	26,867	7,461	1,278	1,022	2,300	1,509	1,438	862	760	592	5,161
85~89	20,065	10,368	1,451	1,317	2,768	2,147	2,003	1,390	1,209	851	7,600
90~	12,792	9,938	829	840	1,669	1,745	1,985	1,650	1,691	1,198	8,269
小計	89,616	31,930	4,186	3,738	7,924	6,231	6,241	4,423	4,120	2,991	24,006
認定率		35.6%	4.7%	4.2%	8.8%	7.0%	7.0%	4.9%	4.6%	3.3%	26.8%
合計	162,974	35,586	4,657	4,211	8,868	6,904	6,991	4,897	4,533	3,393	26,718
認定率		21.8%	2.9%	2.6%	5.4%	4.2%	4.3%	3.0%	2.8%	2.1%	16.4%

出典:介護保険事業状況報告(東京都福祉保健局)

認定率は第1号被保険者数と要介護・要支援認定者数との比率

認定率は小数点第二位を四捨五入しているため、合計(小計)と一致しない場合がある。

要介護・要支援認定者数

(単位：人)

年度		H29	H30	R01	R02	R03
区分		(H30.3.31 現在)	(H31.3.31 現在)	(R2.3.31 現在)	(R3.3.31 現在)	(R4.3.31 現在)
要支援 1	第 1 号被保険者	3,576	4,087	4,460	4,506	4,657
	第 2 号被保険者	39	41	45	63	44
	合 計	3,615	4,128	4,505	4,569	4,701
	構成比	11.1%	12.2%	12.9%	12.8%	12.9%
要支援 2	第 1 号被保険者	3,918	4,102	4,142	4,189	4,211
	第 2 号被保険者	73	72	68	66	79
	合 計	3,991	4,174	4,210	4,255	4,290
	構成比	12.3%	12.3%	12.1%	11.9%	11.8%
要介護 1	第 1 号被保険者	5,993	6,156	6,381	6,556	6,904
	第 2 号被保険者	94	74	83	85	91
	合 計	6,087	6,230	6,464	6,641	6,995
	構成比	18.7%	18.3%	18.6%	18.6%	19.3%
要介護 2	第 1 号被保険者	6,833	7,087	6,966	7,236	6,991
	第 2 号被保険者	142	162	168	169	178
	合 計	6,975	7,249	7,134	7,405	7,169
	構成比	21.4%	21.3%	20.5%	20.7%	19.7%
要介護 3	第 1 号被保険者	4,429	4,504	4,614	4,927	4,897
	第 2 号被保険者	105	104	102	123	119
	合 計	4,534	4,608	4,716	5,050	5,016
	構成比	13.9%	13.6%	13.6%	14.1%	13.8%
要介護 4	第 1 号被保険者	3,887	4,106	4,181	4,297	4,533
	第 2 号被保険者	87	71	85	88	94
	合 計	3,974	4,177	4,266	4,385	4,627
	構成比	12.2%	12.3%	12.3%	12.3%	12.7%
要介護 5	第 1 号被保険者	3,286	3,291	3,395	3,289	3,393
	第 2 号被保険者	109	105	113	115	111
	合 計	3,395	3,396	3,508	3,404	3,504
	構成比	10.4%	10.0%	10.1%	9.5%	9.7%
合 計	第 1 号被保険者	31,922	33,333	34,139	35,000	35,586
	第 2 号被保険者	649	629	664	709	716
	合 計	32,571	33,962	34,803	35,709	36,302
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%

出典：介護保険事業状況報告（東京都福祉保健局）

構成比は小数点第二位を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(5) 資料提供

ケアプランを作成するために必要な認定調査票および主治医意見書等の資料について、被保険者や主治医の同意の上、居宅介護支援事業者等へ提供する。

資料提供件数

(単位：件)

年度	H29	H30	R01	R02	R03
件数	16,077	16,466	16,473	11,137	12,035

4 保険給付

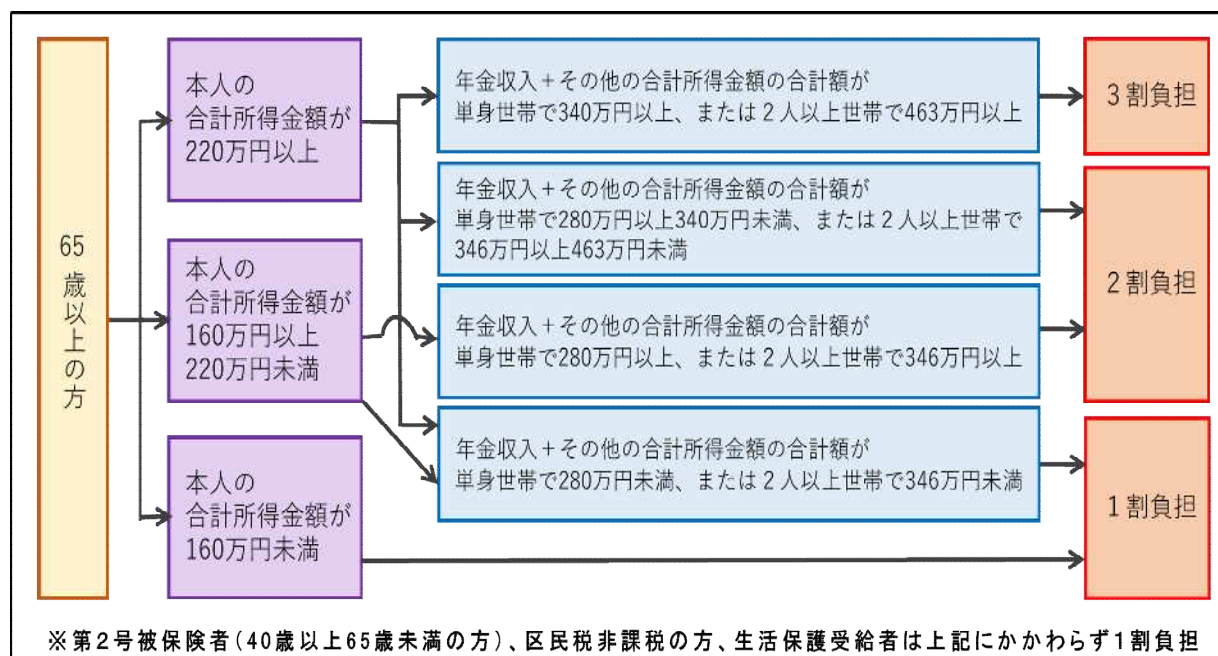
介護保険のサービスには、在宅などで利用する「居宅サービス・介護予防サービス」、介護保険施設に入所・入院して利用する「施設サービス」および住み慣れた地域で利用する「地域密着型サービス」がある。

(1) 保険給付の状況

利用者負担割合

介護保険サービスを利用した場合、本人および世帯の合計所得金額に応じて、サービス利用に要した費用の1割から3割に相当する額が利用者負担となり、残りを介護保険から給付する。

利用者負担判定の流れ



出典：厚生労働省作成の周知リーフレットをもとに作成

負担割合対象者数

各年3月31日現在(単位:人)

年	H30	H31	R02	R03	R04
1割	27,396	28,719	29,498	30,296	30,909
2割	5,175	2,480	2,560	2,489	2,459
3割		2,763	2,745	2,924	2,934

出典：介護保険事業状況報告(東京都福祉保健局)

ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプランに基づいて提供される。

介護予防サービスを利用する場合は、地域包括支援センターにケアプラン(介護予防サ

ービス計画)作成を依頼する。

居宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者にケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼する。

施設サービスや地域密着型サービスの一部を利用する場合は、直接サービス提供事業者
にケアプラン作成を依頼する。

また、居宅サービスのケアプランは自分で作成することもでき、あらかじめ地域包括支
援センターにケアプランを届け出たうえでサービスを利用する。この場合、区が給付管理
票を作成し、介護給付の審査支払業務を行う国民健康保険団体連合会へ提出する。

ケアプラン自己作成状況 (単位：件 各年度1年間の累計数値)

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
自己作成計画給付管理件数	139	136	82	68	103

居宅サービス・介護予防サービスの利用状況

介護保険で利用できるサービスは、要介護度等に応じて利用限度額が決まっている。利
用者は原則として、限度額内で利用したサービスに要した費用のうち利用者負担割合に応
じた分を負担し、残りは介護保険から事業者を支払われる。

区分支給限度額に対する利用割合(令和3年度)

区 分	支給限度単位数(A)	平均給付単位数(B)	支給限度額に対する平均 給付単位数の割合(B/A)
要支援1	5,032単位	1,949単位	38.7%
要支援2	10,531単位	2,409単位	22.9%
要介護1	16,765単位	6,803単位	40.6%
要介護2	19,705単位	9,488単位	48.2%
要介護3	27,048単位	15,606単位	57.7%
要介護4	30,938単位	19,822単位	64.1%
要介護5	36,217単位	26,315単位	72.7%

居宅サービス・介護予防サービスの要介護度別利用者数 (単位：人 各年度1年間の累計数値)

年度 区分	H29		H30		R01		R02		R03	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	利用者数	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援1	8,569	3.6%	9,619	3.9%	11,890	4.7%	13,613	5.3%	14,251	5.3%
要支援2	16,316	6.9%	17,429	7.1%	19,009	7.6%	19,815	7.7%	20,598	7.7%
要支援計	24,885	10.5%	27,048	11.1%	30,899	12.3%	33,428	13.0%	34,849	13.0%
要介護1	55,406	23.5%	57,249	23.5%	59,790	23.8%	59,571	23.1%	63,392	23.7%
要介護2	70,565	29.9%	73,611	30.2%	73,271	29.1%	74,107	28.8%	74,399	27.8%
要介護3	38,993	16.6%	39,909	16.3%	40,633	16.2%	42,433	16.5%	43,611	16.3%
要介護4	26,599	11.3%	27,474	11.3%	27,538	11.0%	28,031	10.9%	30,183	11.3%
要介護5	19,286	8.2%	18,832	7.7%	19,294	7.7%	19,930	7.7%	21,310	8.0%
要介護計	210,849	89.5%	217,075	88.9%	220,526	87.7%	224,072	87.0%	232,895	87.0%
合 計	235,734	100%	244,123	100%	251,425	100%	257,500	100%	267,744	100%

複数の種類のサービスを利用している場合も1人として計上

居宅サービス・介護予防サービスの種類別利用者数 (単位:人 各年度1年間の累計数値)

サービスの種類		年度	H29	H30	R01	R02	R03
訪問介護	介護給付		80,168	79,813	79,646	78,382	80,734
	予防給付		95	4	0	0	0
	計		80,263	79,817	79,646	78,382	80,734
訪問入浴介護	介護給付		5,495	5,204	5,223	5,479	5,958
	予防給付		2	1	9	10	0
	計		5,497	5,205	5,232	5,489	5,958
訪問看護	介護給付		35,352	38,110	41,181	46,173	52,384
	予防給付		2,960	3,265	3,902	4,590	4,759
	計		38,312	41,375	45,083	50,763	57,143
訪問リハビリテーション	介護給付		4,527	5,091	6,057	6,420	7,498
	予防給付		312	411	543	555	693
	計		4,839	5,502	6,600	6,975	8,191
居宅療養管理指導	介護給付		65,959	69,807	77,318	85,194	92,992
	予防給付		3,614	3,902	4,556	5,079	5,632
	計		69,573	73,709	81,874	90,273	98,624
通所介護	介護給付		59,869	61,835	65,042	60,167	62,350
	予防給付		58	1	0	0	0
	計		59,927	61,836	65,042	60,167	62,350
通所リハビリテーション	介護給付		20,713	21,987	22,304	18,506	17,558
	予防給付		3,276	3,966	4,794	4,371	4,340
	計		23,989	25,953	27,098	22,877	21,898
短期入所生活介護	介護給付		15,454	15,342	15,401	13,138	12,868
	予防給付		192	145	189	103	121
	計		15,646	15,487	15,590	13,241	12,989
短期入所療養介護	介護給付		1,719	1,510	1,533	822	885
	予防給付		4	2	2	3	0
	計		1,723	1,512	1,535	825	885
特定施設入居者生活介護	介護給付		28,385	29,557	31,365	32,229	33,110
	予防給付		2,906	2,970	3,132	3,316	3,308
	計		31,291	32,527	34,497	35,545	36,418
特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	介護給付		338	424	289	40	102
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		338	424	289	40	102
福祉用具貸与	介護給付		110,610	115,187	118,945	124,335	131,123
	予防給付		16,256	17,664	20,289	22,243	23,444
	計		126,866	132,851	139,234	146,578	154,567
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付		172,599	175,746	177,129	179,032	185,991
	予防給付		21,074	23,091	26,465	28,590	29,812
	計		193,673	198,837	203,594	207,622	215,803
福祉用具購入費	介護給付		2,144	2,030	2,027	2,090	2,170
	予防給付		441	402	461	430	469
	計		2,585	2,432	2,488	2,520	2,639
住宅改修費	介護給付		1,744	1,671	1,495	1,418	1,395
	予防給付		743	719	762	681	664
	計		2,487	2,390	2,257	2,099	2,059
合計	介護給付		605,076	623,314	644,955	653,425	687,118
	予防給付		51,933	56,543	65,104	69,971	73,242
	計		657,009	679,857	710,059	723,396	760,360

居宅サービス・介護予防サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H29	H30	R01	R02	R03
訪問介護	介護給付		4,948,272,565	4,879,262,041	4,937,113,381	5,179,924,918	5,461,158,248
	予防給付		1,578,217	25,385	0	0	0
	計		4,949,850,782	4,879,287,426	4,937,113,381	5,179,924,918	5,461,158,248
訪問入浴介護	介護給付		349,869,938	332,827,272	329,978,586	351,445,263	384,905,797
	予防給付		23,616	18,108	333,883	384,144	0
	計		349,893,554	332,845,380	330,312,469	351,829,407	384,905,797
訪問看護	介護給付		1,575,400,959	1,739,615,749	1,952,882,060	2,303,525,012	2,694,018,461
	予防給付		89,623,940	102,419,717	127,651,494	149,379,360	140,880,283
	計		1,665,024,899	1,842,035,466	2,080,533,554	2,452,904,372	2,834,898,744
訪問リハビリテーション	介護給付		175,606,272	205,210,562	244,640,253	256,597,918	313,654,632
	予防給付		10,123,180	14,116,546	17,669,876	20,197,939	26,179,510
	計		185,729,452	219,327,108	262,310,129	276,795,857	339,834,142
居宅療養管理指導	介護給付		848,247,802	919,258,150	1,036,063,816	1,132,420,732	1,276,769,114
	予防給付		44,915,112	47,748,457	54,971,111	60,568,117	65,667,748
	計		893,162,914	967,006,607	1,091,034,927	1,192,988,849	1,342,436,862
通所介護	介護給付		4,869,615,028	4,938,006,467	5,175,467,204	5,089,187,883	5,360,765,667
	予防給付		714,212	28,734	0	0	0
	計		4,870,329,240	4,938,035,201	5,175,467,204	5,089,187,883	5,360,765,667
通所リハビリテーション	介護給付		1,396,566,949	1,386,754,278	1,353,330,394	1,152,296,607	1,121,224,994
	予防給付		112,169,730	141,999,720	169,155,282	152,349,412	161,620,639
	計		1,508,736,679	1,528,753,998	1,522,485,676	1,304,646,019	1,282,845,633
短期入所生活介護	介護給付		1,293,713,244	1,348,607,459	1,390,155,423	1,348,140,602	1,307,726,036
	予防給付		6,703,067	5,774,298	6,618,030	5,151,904	6,184,615
	計		1,300,416,311	1,354,381,757	1,396,773,453	1,353,292,506	1,313,910,651
短期入所療養介護	介護給付		160,147,791	148,366,917	155,912,835	96,165,254	84,413,064
	予防給付		80,803	182,101	255,800	124,387	0
	計		160,228,594	148,549,018	156,168,635	96,289,641	84,413,064
特定施設入居者生活介護	介護給付		5,715,582,460	5,933,134,922	6,309,194,859	6,549,469,217	6,802,896,400
	予防給付		212,882,380	216,938,590	223,203,458	237,813,959	239,059,900
	計		5,928,464,840	6,150,073,512	6,532,398,317	6,787,283,176	7,041,956,300
特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	介護給付		22,621,210	29,543,719	21,758,011	3,541,157	8,927,660
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		22,621,210	29,543,719	21,758,011	3,541,157	8,927,660
福祉用具貸与	介護給付		1,615,125,478	1,695,238,000	1,773,990,875	1,897,662,263	2,020,325,475
	予防給付		95,046,297	104,433,815	118,354,004	133,835,537	138,578,356
	計		1,710,171,775	1,799,671,815	1,892,344,879	2,031,497,800	2,158,903,831
居宅介護支援 ・介護予防支援	介護給付		2,587,006,508	2,700,856,780	2,735,173,383	2,816,503,501	3,056,614,805
	予防給付		107,117,824	118,069,798	135,571,533	145,710,565	155,690,681
	計		2,694,124,332	2,818,926,578	2,870,744,916	2,962,214,066	3,212,305,486
福祉用具購入費	介護給付		66,312,189	63,711,881	62,208,616	66,128,316	67,051,328
	予防給付		12,146,972	11,367,453	12,797,309	11,542,439	12,164,468
	計		78,459,161	75,079,334	75,005,925	77,670,755	79,215,796
住宅改修費	介護給付		151,648,191	147,005,525	127,500,385	125,837,338	121,815,891
	予防給付		76,644,520	73,947,981	77,324,946	68,589,996	66,394,336
	計		228,292,711	220,953,506	204,825,331	194,427,334	188,210,227
合計	介護給付		25,775,736,584	26,467,399,722	27,605,370,081	28,368,845,981	30,082,267,572
	予防給付		769,769,870	837,070,703	943,906,726	985,647,759	1,012,420,536
	計		26,545,506,454	27,304,470,425	28,549,276,807	29,354,493,740	31,094,688,108

福祉用具購入費支給状況

区分		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
要支援	件数(件)	441	402	461	430	469
	金額(円)	12,146,972	11,367,453	12,797,309	11,542,439	12,164,468
要介護	件数(件)	2,144	2,030	2,027	2,090	2,170
	金額(円)	66,312,189	63,711,881	62,208,616	66,128,316	67,051,328
合計	件数(件)	2,585	2,432	2,488	2,520	2,639
	金額(円)	78,459,161	75,079,334	75,005,925	77,670,755	79,215,796

特定福祉用具種目別一覧

(単位:件)

種目		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
入浴補助用具		2,276	2,085	2,153	2,150	2,279
腰掛便座		694	678	643	666	659
自動排せつ処理装置 の交換可能部品		1	4	3	0	2
移動用リフトのつり 具		11	8	17	11	6
簡易浴槽		1	1	1	0	0
合計		2,983	2,776	2,817	2,827	2,946

件数は延べ件数

住宅改修費支給状況

区分		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
要支援	件数(件)	743	719	762	681	664
	金額(円)	76,644,520	73,947,981	77,324,946	68,589,996	66,394,336
要介護	件数(件)	1,744	1,671	1,495	1,418	1,395
	金額(円)	151,648,191	147,005,525	127,500,385	125,837,338	121,815,891
合計	件数(件)	2,487	2,390	2,257	2,099	2,059
	金額(円)	228,292,711	220,953,506	204,825,331	194,427,334	188,210,227

改修種類別一覧

(単位:件)

種目		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
手すりの取付		2,262	2,189	2,046	1,875	1,850
段差解消		375	355	304	290	266
床材の変更		111	130	105	125	104
扉の変更		201	244	165	166	174
便器の洋式化		60	67	73	61	77
合計		3,009	2,985	2,693	2,517	2,471

件数は延べ件数

施設サービスの利用状況

施設サービスを利用する場合には、直接施設と契約を交わして入所・入院し、施設がケアプランを作成してサービスを利用する。施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者はサービスに要した費用のうち利用者負担割合に応じた分を負担し、残りは保険から事業者を支払われる。また、居住費（滞在費）・食費や日常生活費なども自己負担となる。

施設サービスの施設種別・要介護度別利用者数（単位：人 各年度1年間の累計数値）

施設・区分	年度	H29		H30		R01		R02		R03	
		利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	利用者数	利用者数	構成比	利用者数	構成比
介護老人福祉施設	要介護1	338	1.1%	259	0.8%	271	0.8%	244	0.7%	211	0.6%
	要介護2	1,393	4.7%	1,128	3.5%	1,006	3.0%	997	2.8%	965	2.6%
	要介護3	6,113	20.8%	6,936	21.7%	7,321	21.6%	8,020	22.7%	8,694	23.6%
	要介護4	10,357	35.2%	11,622	36.4%	13,005	38.4%	14,041	39.8%	15,176	41.2%
	要介護5	11,233	38.2%	11,984	37.5%	12,283	36.2%	12,014	34.0%	11,801	32.0%
	施設別計	29,434	100%	31,929	100.0%	33,886	100%	35,316	100%	36,847	100%
介護老人保健施設	要介護1	1,337	9.6%	1,221	8.5%	1,325	9.2%	1,224	8.6%	1,124	8.3%
	要介護2	2,667	19.1%	2,700	18.9%	2,514	17.4%	2,377	16.7%	2,299	17.0%
	要介護3	3,439	24.7%	3,524	24.6%	3,727	25.9%	3,659	25.7%	3,584	26.5%
	要介護4	4,104	29.4%	4,279	29.9%	4,365	30.3%	4,515	31.7%	4,214	31.1%
	要介護5	2,399	17.2%	2,598	18.1%	2,483	17.2%	2,458	17.3%	2,315	17.1%
	施設別計	13,946	100%	14,322	100.0%	14,414	100%	14,233	100%	13,536	100%
介護療養型医療施設	要介護1	3	0.1%	17	0.6%	24	1.0%	18	1.4%	16	1.6%
	要介護2	67	1.9%	59	2.1%	68	3.0%	51	3.9%	24	2.4%
	要介護3	182	5.1%	133	4.8%	84	3.7%	28	2.1%	13	1.3%
	要介護4	1,151	32.0%	939	34.0%	663	29.0%	332	25.2%	277	28.3%
	要介護5	2,189	60.9%	1,615	58.5%	1,448	63.3%	889	67.4%	650	66.3%
	施設別計	3,592	100%	2,763	100.0%	2,287	100%	1,318	100%	980	100%
介護医療院	要介護1	-	-	0	0.0%	0	0.0%	18	3.7%	36	5.9%
	要介護2	-	-	0	0.0%	0	0.0%	11	2.2%	15	2.5%
	要介護3	-	-	0	0.0%	5	6.3%	28	5.7%	58	9.6%
	要介護4	-	-	1	4.8%	27	33.8%	141	28.7%	146	24.1%
	要介護5	-	-	20	95.2%	48	60.0%	293	59.7%	352	58.0%
	施設別計	-	-	21	100.0%	80	100%	491	100%	607	100%
合計	要介護1	1,678	3.6%	1,497	3.1%	1,620	3.2%	1,504	2.9%	1,387	2.7%
	要介護2	4,127	8.8%	3,887	7.9%	3,588	7.1%	3,436	6.7%	3,303	6.4%
	要介護3	9,734	20.7%	10,593	21.6%	11,137	22.0%	11,735	22.8%	12,349	23.8%
	要介護4	15,612	33.2%	16,841	34.3%	18,060	35.6%	19,029	37.1%	19,813	38.1%
	要介護5	15,821	33.7%	16,217	33.1%	16,262	32.1%	15,654	30.5%	15,118	29.1%
	合計	46,972	100%	49,035	100.0%	50,667	100%	51,358	100%	51,970	100%
	重複利用を除く実人数	46,704		48,985		50,613		51,348			

施設サービスの種類別経費

(単位：円)

種類 \ 年度	H29	H30	R01	R02	R03
介護老人福祉施設	7,911,544,133	8,790,360,180	9,496,601,157	10,014,491,704	10,518,826,082
介護老人保健施設	3,912,356,818	4,152,512,565	4,297,855,853	4,354,025,466	4,218,331,885
介護療養型医療施設	1,316,494,801	1,015,602,934	841,905,756	500,605,986	359,375,796
介護医療院	-	8,886,286	30,509,033	196,256,711	228,492,291
合計	13,140,395,752	13,967,361,965	14,666,871,799	15,065,379,867	15,325,026,054

施設サービスの利用状況(各年度3月の利用者数)

(単位：人)

種類 \ 年度	H29	H30	R01	R02	R03
介護老人福祉施設	2,650	2,705	2,908	2,967	3,131
介護老人保健施設	1,200	1,220	1,212	1,162	1,081
介護療養型医療施設	267	221	178	110	57
介護医療院	-	2	14	45	54
合計	4,117	4,148	4,312	4,284	4,323

合計は、同一月に2施設以上でサービスを受けた場合は1人と計上するため、各施設の合計と一致しない。また、各サービスの利用者数は、国民健康保険団体連合会からの給付請求情報をもとにした受給人数である。

地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスは、平成 18 年度に、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な区市町村で提供されるサービスとして創設された。このサービスは、地域での生活を 24 時間体制で支えるためのものであり、事業者は要介護者等の日常生活圏域内に拠点を置いてサービス提供をするため、原則として当該区市町村の住民のみが利用できることになっている。

地域密着型サービスの利用には、居宅介護支援事業者にケアプランを作成してもらい、ケアプランに基づいて事業者と契約して利用する方法（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護が該当）と、直接事業者と契約してケアプランを作成してもらい、利用する方法（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護が該当）がある。サービスに要した費用のうち利用者負担割合に応じた分を負担し、残りは保険から事業者を支払われる。なお、サービス種類によって、食費等も自己負担となる。

地域密着型サービスの要介護度別利用者数（単位：人 各年度 1 年間の累計数値）

年度 区分	H29		H30		R01		R02		R03	
	利用者数	構成比	利用者数	構成比	利用者数	利用者数	利用者数	構成比	利用者数	構成比
要支援 1	90	0.2%	23	0.0%	17	0.0%	45	0.1%	51	0.1%
要支援 2	54	0.1%	86	0.2%	94	0.2%	66	0.1%	63	0.1%
要支援計	144	0.3%	109	0.2%	111	0.2%	111	0.2%	114	0.2%
要介護 1	14,797	26.9%	14,703	26.7%	14,667	27.9%	13,284	27.4%	13,763	27.3%
要介護 2	18,290	33.2%	18,584	33.7%	17,048	32.4%	15,350	31.7%	15,889	31.5%
要介護 3	11,187	20.3%	10,952	19.9%	10,698	20.3%	10,379	21.4%	10,443	20.7%
要介護 4	6,236	11.3%	6,405	11.6%	5,965	11.3%	5,338	11.0%	5,886	11.7%
要介護 5	4,388	8.0%	4,394	8.0%	4,134	7.9%	3,974	8.2%	4,365	8.7%
要介護計	54,898	99.7%	55,038	99.8%	52,512	99.8%	48,325	99.8%	50,346	99.8%
合計	55,042	100%	55,147	100%	52,623	100%	48,436	100%	50,460	100%

地域密着型サービスの種類別利用者数

(単位：人 各年度1年間の累計数値)

サービスの種類		年度				
		H29	H30	R01	R02	R03
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付	1,626	1,757	1,987	2,076	1,838
	夜間対応型訪問介護	3,636	3,689	2,769	2,689	3,174
	地域密着型通所介護	36,984	36,591	34,562	31,054	32,146
認知症対応型通所 介護	介護給付	3,264	3,268	3,362	2,760	2,608
	予防給付	8	0	0	0	0
	計	3,272	3,268	3,362	2,760	2,608
小規模多機能型居宅 介護	介護給付	2,989	3,169	3,151	3,024	2,967
	予防給付	136	109	111	110	114
	計	3,125	3,278	3,262	3,134	3,081
看護小規模多機能型 居宅介護	介護給付	52	190	273	532	863
認知症対応型共同 生活介護	介護給付	6,336	6,362	6,396	6,418	6,738
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	6,336	6,362	6,396	6,418	6,738
特定施設入居者 生活介護	介護給付	0	0	0	0	0
	予防給付	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所 者生活介護	介護給付	11	12	12	11	12
合 計	介護給付	54,898	55,038	52,512	48,564	50,346
	予防給付	144	109	111	110	114
	計	55,042	55,147	52,623	48,674	50,460
	重複利用を 除く実人数	53,942	54,448	52,293	48,436	49,950

- 1 地域密着型通所介護は、平成 28 年 4 月に、居宅サービスから地域密着型サービスに移行した。
- 2 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の方は利用できない。

地域密着型サービスの種類別経費

(単位：円)

サービスの種類		年度	H29	H30	R01	R02	R03
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護給付		322,174,273	362,822,019	417,271,716	451,006,240	397,721,316
	介護給付		88,272,964	96,555,100	84,586,788	108,043,658	117,897,137
地域密着型通所介護	介護給付		2,523,059,162	2,476,692,641	2,284,173,796	2,183,398,747	2,240,442,878
認知症対応型通所 介護	介護給付		396,281,800	390,991,840	386,406,760	325,176,972	319,592,228
	予防給付		371,160	0	0	0	0
	計		396,652,960	390,991,840	386,406,760	325,176,972	319,592,228
小規模多機能型居宅 介護	介護給付		703,674,755	742,718,703	763,555,798	726,569,126	724,610,850
	予防給付		8,344,329	8,355,323	9,417,946	7,190,058	7,494,703
	計		712,019,084	751,074,026	772,973,744	733,759,184	732,105,553
看護小規模多機能型 居宅介護	介護給付		13,654,131	51,388,392	74,447,687	175,753,964	278,675,469
認知症対応型共同 生活介護	介護給付		1,685,951,171	1,701,535,874	1,734,438,818	1,748,293,057	1,850,743,786
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		1,685,951,171	1,701,535,874	1,734,438,818	1,748,293,057	1,850,743,786
特定施設入居者 生活介護	介護給付		0	0	0	0	0
	予防給付		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入 所者生活介護	介護給付		2,906,140	2,982,573	3,239,658	3,198,168	3,222,495
合 計	介護給付		5,735,974,396	5,825,687,142	5,748,121,021	5,721,439,932	5,932,906,159
	予防給付		8,715,489	8,355,323	9,417,946	7,190,058	7,494,703
	計		5,744,689,885	5,834,042,465	5,757,538,967	5,728,629,990	5,940,400,862

- 1 地域密着型通所介護は、平成 28 年 4 月に、居宅サービスから地域密着型サービスに移行した。
- 2 認知症対応型共同生活介護は、要支援 1 の方は利用できない。

(2) 利用者負担軽減

介護サービスを利用した場合に、利用者は費用の一部を負担するが、低所得者等が介護サービスを利用しやすいように各種の軽減策を実施している。

該当する方への軽減

ア 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った 1 か月の利用者負担額(福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、日常生活費等は対象外)の世帯での合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を支給する。

高額介護（介護予防）サービス費における負担限度額（月額）

	所得区分	上限額
	生活保護受給者	15,000円(個人) 15,000円(世帯)
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超	24,600円(個人) 24,600円(世帯)

令和3年7月利用分まで

	所得区分	上限額
	特別区民税課税世帯	44,400円(個人) 44,400円(世帯)

令和3年8月利用分から

	所得区分	上限額
-	特別区民税課税世帯で「 - 」に該当しない	44,400円(個人) 44,400円(世帯)
-	課税所得が380万円から690万円未満	93,000円(個人) 93,000円(世帯)
-	課税所得が690万円以上	140,100円(個人) 140,100円(世帯)

(単位：件・円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		件数	16,564	17,248	17,540	19,022
	金額	177,373,316	183,811,303	192,813,676	206,172,095	216,943,810
	件数	49,783	51,931	52,792	54,085	55,965
	金額	642,411,821	676,097,403	709,050,577	747,027,691	776,117,269
	件数	17,337	18,605	19,961	21,939	23,332
	金額	128,633,016	141,657,357	157,715,287	179,142,363	192,894,546
-	件数	24,791	24,290	26,767	28,441	25,951
-	金額	343,559,046	438,766,769	595,303,555	638,095,964	566,687,318
-	件数	-	-	-	-	223
-	金額	-	-	-	-	3,401,469
-	件数	-	-	-	-	84
-	金額	-	-	-	-	441,271
合計	件数	108,475	112,074	117,060	123,487	124,513
	金額	1,291,977,199	1,440,332,832	1,654,883,095	1,770,438,113	1,756,485,683

令和3年8月利用分から「特別区民税課税世帯」が細分化された。令和3年7月利用分までの「特別区民税課税世帯」は「 - 」に含めて集計した。

平成29年8月の改正に伴い、平成29年7月利用分までは、特別区民税課税世帯の上限額が、医療保険制度における現役並み所得相当の方44,400円、それ以外の世帯37,200円であったが、平成29年8月利用分からはどちらも44,400円となった。

1) 上限額引上げに伴う措置

平成 29 年 8 月から令和 2 年 7 月までの利用分について、3 年間の時限措置として、世帯内のすべての被保険者（利用者ではない被保険者を含む）が 1 割負担の世帯については、自己負担額の年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 446,400 円（37,200 円×12 ヶ月）の負担上限額を設定し、超えた分を「高額介護（介護予防）サービス費（年間上限）」として支給した。

2) 平成 29 年度の集計

平成 29 年 7 月利用分までと 8 月利用分からは上限額は異なっているが、課税世帯として「 」に含めて集計した。

イ 高額医療合算介護・介護予防サービス費の支給

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担の合計金額が年間（毎年 8 月～翌年 7 月末）の負担限度額を超えた場合に、超えた分を支給する。

世帯の負担限度額（70 歳以上）

所得区分		世帯の負担限度額（年額）	
		平成 30 年 7 月まで	平成 30 年 8 月から
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	67 万円	212 万円
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満		141 万円
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満		67 万円
一般	課税所得 145 万円未満（年間所得の合計額が 210 万円以下の場合も含む）	56 万円	56 万円
低所得	特別区民税非課税世帯	31 万円	31 万円
低所得	特別区民税非課税世帯の方で、世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方（年金収入のみの場合 80 万円以下の方）	19 万円	19 万円

世帯の負担限度額（70 歳未満）

所得区分		世帯の負担限度額（年額）	
		平成 27 年 7 月まで	平成 27 年 8 月から
現役並み 所得者	年間所得 901 万円超	176 万円	212 万円
	年間所得 600 万円超 901 万円以下	135 万円	141 万円
一般	年間所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円	67 万円
	年間所得 210 万円以下	63 万円	60 万円
低所得	特別区民税非課税世帯	34 万円	34 万円

年間所得とは、国民健康保険加入者の前年の総所得金額などから住民税基礎控除額を引いた金額。

支給状況

(単位：件・円)

年度		H29	H30	R01	R02	R03
区分	件数					
	金額					
現役並み 所得者	件数	650	578	672	437	460
	金額	47,729,027	41,013,609	48,197,067	30,094,045	29,451,976
一 般	件数	742	689	1,183	1,254	1,331
	金額	22,079,781	21,190,167	52,945,406	56,134,486	57,480,314
低所得	件数	1,118	1,170	1,359	1,560	1,742
	金額	35,708,065	38,002,230	43,687,480	50,803,004	56,126,759
低所得	件数	3,128	3,143	3,295	3,458	3,475
	金額	106,872,533	105,405,128	110,595,020	116,066,306	110,570,197
合 計	件数	5,638	5,580	6,509	6,709	7,008
	金額	212,389,406	205,611,134	255,424,973	253,097,841	253,629,246

この制度において世帯とは、基準日（7月31日）現在、同じ医療保険に加入している方をいう。
 対象期間は毎年8月から翌年7月（12か月）
 同一対象期間に同一被保険者が複数回支給された場合は1件とする。

ウ 災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合には、申請により利用者負担額を一定期間減額・免除する。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
減免者数（人）	3	5	9	9	9
減免金額（円）	514,343	481,239	1,495,942	1,472,766	1,529,000

平成23年3月11日の東日本大震災で被災した後に練馬区に転入し、サービスを利用した人について利用料や食費・居住費などの減免を行った。

低所得者への軽減

ア - 1 食費・居住費（滞在費）の軽減

（特定入所者介護（介護予防）サービス費：補足給付）

低所得者の負担を軽減するため、特別区民税非課税者等に対して、介護保険施設サービス等の利用時（入所・短期入所）の居住費（滞在費）・食費について、基準費用額（平均的な費用）と自己負担限度額との差を、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で補う制度である。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり） 令和3年8月から

区 分	居 住 費				食 費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯 全員が特別区民税非課税	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円 【300円】
第2段階 世帯全員および世帯分離し ている配偶者が特別区民税 非課税で、前年の合計所得金 額と課税対象年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 80万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 【600円】
第3段階 世帯全員および世帯分離し ている配偶者が特別区民税 非課税で、前年の課税年金収 入額と非課税年金収入額の 合計が80万円超120万円以 下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
第3段階 世帯全員および世帯分離し ている配偶者が特別区民税 非課税で、前年の課税年金収 入額と非課税年金収入額の 合計が120万円超	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 【1,300円】
第4段階	基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額				
・本人または世帯員が特別区 民税課税 ・世帯分離している配偶者が 住民税課税	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額
預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円超の場合には、軽減対象外

(単位:人・円)

区分	年度	H29	H30	R01	R02	R03
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯 全員が特別区民税非課税		903	941	1,001	948	954
第2段階 世帯全員および世帯分離し ている配偶者が特別区民税 非課税で、前年の合計所得金 額と課税対象年金収入額と 非課税年金収入額の合計が 80万円以下		1,062	1,064	1,135	1,111	1,030
第3段階 世帯全員および世帯分離し ている配偶者が特別区民税 非課税で、前年の課税年金収 入額と非課税年金収入額の 合計が80万円超120万円以 下		2,691	2,787	2,979	2,936	854
第3段階 世帯全員および世帯分離し ている配偶者が特別区民税 非課税で、前年の課税年金収 入額と非課税年金収入額の 合計が120万円超						1,586
合 計		4,656	4,792	5,115	4,995	4,424
給付額(円)		1,136,742,939	1,189,231,485	1,257,893,853	1,281,876,855	1,114,596,535

ア - 2 特別区民税課税世帯（利用者負担第4段階）の特例減額措置

本人または世帯員が特別区民税を課税されていると、利用者負担第4段階に該当し、食費・居住費（滞在費）の軽減の対象にならない。ただし、高齢夫婦等の二人以上世帯で、一人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下になるような場合には、利用者負担第3段階とみなして、ア - 1と同様、居住費（滞在費）や食費を減額する。

認定件数 (単位：人)

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
食費	3	2	2	1	3
居住費	1	0	1	1	2

ア - 3 旧措置入所者の負担軽減

介護保険法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方(旧措置入所者)に対して、平成12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費（滞在費）・食費の軽減を行う。利用者負担は「施設サービス費」、居住費（滞在費）・食費は「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として保険給付で賄われる。

認定件数 (単位：人)

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
利用者負担額減免	10	7	3	3	3
特定負担限度額認定 (食費・居住費)	22	15	8	8	7

イ 生計困難者に対する利用者負担額の減額

特別区民税世帯非課税者等の一定の要件に該当する方が、軽減を実施している事業者の対象サービスを利用した場合、利用者負担額（介護サービス費、居住費・滞在費、食費）を3/4（老齢福祉年金受給者は1/2）に軽減する。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
認定件数(人)	374	480	528	543	575
助成件数(延べ人数)	1,314	1,427	1,485	1,704	2,021
助成金額(円)	9,458,876	10,122,453	11,050,340	12,644,515	14,337,030

ウ 境界層該当者の負担軽減

本来適用される利用料・保険料などを負担した場合に生活保護に該当する方について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料などを軽減する。適用される費用は、負担限度額（居住費・食費）高額介護等サービス費および保険料である。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
適用の種類	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料	・負担限度額 ・高額介護等 サービス費 ・保険料
軽減者数(人)	41	28	31	38	36

(3) 介護保険関連給付

自立支援用具給付

65歳以上の在宅の高齢者で、身体状況などに関する一定の要件を満たす方のうち、自立支援用具の使用が必要と認められる方(原則として要介護・要支援と認定された方を除く)に購入費の9割相当額(限度額あり)を給付する。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
助成件数(件)	1,473	1,314	1,357	1,176	1,231
助成金額(円)	14,609,378	12,584,006	13,586,835	11,623,020	12,051,487

自立支援住宅改修給付

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定申請の結果「非該当」となった方のうち、身体状況などに関する一定の要件を満たす方で、住宅改修が必要と認められる方に改修費の9割相当額(限度額あり)を給付する。

また、65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定を受けた方のうち、身体機能の低下や障害により、既存設備での利用に困難があるため、浴槽の取替え等の住宅改修を行ったときに、改修費の9割相当額(限度額あり)を給付する。一部、介護保険住宅改修給付と併用可能である。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
助成件数(件)	229	225	288	252	265
助成金額(円)	45,648,531	39,779,991	55,334,737	54,861,146	53,319,521

暫定サービス利用者負担助成【練馬区独自事業】

要介護(要支援)認定申請中に死亡し、要介護(要支援)認定結果が出なかった方が、暫定ケアプラン等によりサービスを利用していた場合に、保険給付相当額を支給する。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
助成件数(件)	6	9	9	10	13
助成金額(円)	87,757	467,126	157,544	431,849	684,705

(4) 給付適正化の推進

要介護認定の適正化

全国一律の基準に基づき、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、認定調査員および認定審査会委員に対して研修を実施するなど、要介護認定の平準化に取り組んでいる。(P13～15 参照)

ケアプラン標準化事業

介護を必要とする高齢者の尊厳ある自立支援を目的として、介護支援専門員の資格を持った介護給付調査員が、課題分析による的確な生活全般の解決すべき課題の把握、明確な目標設定、適切なケアプラン作成などケアマネジメントの手順が確実に行われているか、居宅介護支援事業者を訪問等し、確認、助言、指導を行い、ケアプランの標準化を図っていく。

書面による点検について、令和4年度の実施にあたり、点検マニュアルを作成していくため、令和3年度に試行を行った。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
実施事業者数	83	59	72	71	98
点検件数	123	76	150	151	229
うち ガイドライン方式 書面点検	26	21	28	21 8	25 15

住宅改修等点検

住宅改修等の必要性、内容および価格の適正等について、専門的見地から点検するために、一定の資格を有する者への委託により、書類審査および訪問調査を実施している。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
住宅改修審査件数	2,497	2,504	2,388	2,203	2,084
住宅改修訪問調査件数	58	73	69	70	61
福祉用具貸与点検件数		2	1	2	13

- 1 縦覧点検

請求が確定した給付実績に対し、複数月・複数事業所では請求できない介護給付費の算定がないか等を国保連合会から提供されるデータより検索し、該当する事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

- 2 医療情報との突合

利用者が入院している期間など、医療保険給付と介護保険給付を同時に受けられないケースについて、国保連介護給付適正化システムから提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、重複している事業者に対し点検を行い、請求が誤りである場合は過誤申立を行うよう促す。

介護給付費通知

利用者自身が利用しているサービスの給付実績を確認する機会を作り、利用者の意識啓発と保険給付の適正化を図ることを目的として、平成19年度から介護保険サービスの利用状況をサービス利用者全員に通知している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月のみ通知を行った。

年 度	H29	H30	R01	R02	R03
実施回数	2	2	2	1	2
通知延べ件数	52,181	53,976	55,370	28,130	57,661

返還請求等

給付の適正化を図るため、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正や、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。

不適切な算定による返還請求

年度	H29	H30	R01	R02	R03
件数	1	4	4	3	8

第三者行為求償

年度	H29	H30	R01	R02	R03
件数	5	5	0	1	2

(5) 保険給付の制限

要介護・要支援認定時において、介護保険料を滞納していた期間に応じてつぎのような措置がとられる。

1年間滞納した場合（支払方法の変更）

利用したサービスは全額自己負担となる。その後、利用者からの申請により保険給付費（本来の自己負担を除く費用）を返還する。

1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用したサービス費用は全額自己負担となる。保険給付費（本来の自己負担を除く費用）についても、一部または全部が一時的に差し止めとなる。

2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

2年間以上滞納し時効になった保険料がある場合、その滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が、一定期間3割（本来の自己負担割合が3割の場合は4割）に引き上げられる。また、高額介護（介護予防）サービス費などの支給が受けられなくなる。

実績

年度	H29	H30	R01	R02	R03
件数	126	90	90	99	123

5 地域支援事業

平成 18 年の制度改正により、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業が創設された。また、平成 26 年の介護保険法改正を受け、練馬区では、平成 27 年度に高齢者の介護予防および自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

なお、地域支援事業は、(1)介護予防・日常生活支援総合事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業の 3 事業で構成する。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、介護予防、生活支援などの多様なサービス事業の充実を図り、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減もしくは悪化防止を目的としている。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援相当者(要支援 1・2 の認定者および健康長寿チェックシートの回答が生活機能低下の基準に該当する事業対象者)を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての第 1 号被保険者およびその支援のための活動に関わる方を対象とした「一般介護予防事業」とに区分される。

介護予防・生活支援サービス事業
令和元～3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止

事業名		年度	R01	R02	R03
訪問サービス	延べ人数	27,136 人	25,761 人	25,259 人	
	決算額	414,881,246 円	399,735,768 円	390,036,040 円	
通所サービス	延べ人数	28,367 人	25,431 人	28,173 人	
	決算額	753,463,257 円	674,066,703 円	781,598,429 円	
食のほっとサロン	参加延べ人数	2,916 人	995 人	585 人	
	実施延べ回数	406 回	312 回	88 回	
	決算額	2,497,273 円	1,828,288 円	717,816 円	
高額介護予防等サービス相当事業	延べ人数	1,082 人	1,048 人	1,093 人	
	決算額	4,454,720 円	5,881,474 円	4,939,931 円	
シルバーサポート事業	延べ件数	342 件	434 件	652 件	
	決算額	324,277 円	416,626 円	623,498 円	
高齢者筋力向上トレーニング	参加延べ人数	2,378 人	1,603 人	1,209 人	
	実施延べ回数	598 回	368 回	300 回	
	決算額	26,016,973 円	16,134,164 円	13,540,392 円	
介護予防ケアマネジメント	延べ人数	35,519 人	32,593 人	32,689 人	
	決算額	150,863,513 円	139,153,115 円	143,655,090 円	
審査支払手数料	延べ件数	56,490 件	52,447 件	54,357 人	
	決算額	3,462,111 円	3,205,023 円	3,318,690 円	

一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

事業名		年度	R01	R02	R03
介護予防小冊子作成	作成部数		はつらつライフ 手帳 53,000部	はつらつライフ 手帳 56,000部	はつらつライフ 手帳 36,900部
	決算額		5,252,894 円	5,585,729 円	4,383,259 円
講演会・健康教育 教室・健康相談 1	参加延べ人数		2,153 人	854 人	368 人
	実施延べ回数		120 回	90 回	33 回
	決算額		3,210,375 円	2,908,249 円	1,034,690 円
介護予防 キャンペーン事業 1、 2	参加延べ人数		1,873 人	533 人	297 人
	決算額		2,251,612 円	1,505,114 円	751,123 円
いきがいデイサービ ス事業 1	参加延べ人数		14,726 人	9,694 人	12,401 人
	実施総回数		1,532 回	1,285 回	1,574 回
	決算額		34,809,915 円	30,109,411 円	34,469,020 円
認知症予防推進員養 成事業	参加延べ人数		488 人	392 人	-
	実施総回数		14 回	16 回	-
	決算額		1,050,460 円	1,368,868 円	-
認知症予防啓発事業 1	参加延べ人数		126 人	162 人	85 人
	実施延べ回数		4 回	4 回	3 回
	決算額		313,248 円	370,740 円	310,188 円
認知症予防プログラ ム事業 1	参加延べ人数		1,173 人	654 人	1,231 人
	実施延べ回数		104 回	62 回	113 回
	決算額		5,320,086 円	3,409,185 円	5,926,695 円
介護予防推進員 支援事業	参加延べ人数		129 人	62 人	55 人
	決算額		133,978 円	73,980 円	105,972 円
介護予防把握事業 1、 3	チェックリス ト実施数		1,482 人	682 人	1,177 人
	決算額		14,033,376 円	10,391,862 円	13,629,968 円
地域リハビリテーシ ョン活動支援事業（自 主活動支援・自立生活 支援） 1	自主活動支援 延べ団体数		63 団体	27 団体	19 団体
	自立生活支援 延べ人数		101 人	52 人	47 人
	決算額		1,477,035 円	702,528 円	563,110 円
街かどケアカフェ 4	街かどケアカフェ (実施数・ 年間来所者数)		24 か所 59,716 人	26 か所 15,498 人	30 か所 25,488 人
	出張型 (年間来所者数)		11,130 人	2,928 人	7,039 人
	決算額		83,759,693 円	80,342,779 円	71,475,469 円

事業名		年度	R01	R02	R03
練馬区オリジナルロコモ体操 普及啓発事業 1		延べ団体数	11 団体	16 団体	30 団体
		決算額	69,706 円	73,370 円	75,728 円
健康 長寿 は つ ら つ 教 室 1	足腰しゃっきりトレ ニング教室【室内】	参加延べ人数	5,016 人	4,220 人	3,913 人
		実施延べ回数	255 回	264 回	288 回
	足腰しゃっきりトレ ニング教室【プール】	参加延べ人数	2,516 人	2,332 人	2,551 人
		実施延べ回数	162 回	176 回	168 回
	わかわか かむかむ 元気応援教室	参加延べ人数	498 人	428 人	375 人
		実施延べ回数	54 回	60 回	60 回
決算額			31,366,426 円	26,874,473 円	26,731,690 円

- 令和元～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部中止
- 介護予防キャンペーン事業決算額には、健康長寿はつらつまつりで実施した医師による講座の謝礼（講演会実施経費で予算計上。令和3年度決算額 13,784 円）を含む。
- 介護予防把握事業は、はつらつシニアクラブおよびねりまちウォーキングクラブを実施
【はつらつシニアクラブ】
地域で体力や体組成（筋力量や脂肪量など）、血管年齢などの測定会を開催し、測定結果や併せて実施する健康長寿チェックシートの結果を基に健康へのアドバイスを行うとともに、地域団体の参加を得て高齢者と団体のマッチングや介護予防サービスの紹介を行う。
【ねりまちウォーキングクラブ】
平成30年度から事業を開始し、閉じこもりがちな高齢者を地域活動につなげる。
- 【出張型街かどケアカフェ】
地域包括支援センターが、地域集会所等で、体操、出張相談など、様々なイベントを実施する。

（２）包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括支援センター等が行う事業で、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談支援、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくり、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への指導・助言などを行う事業である。

地域包括支援センター

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める包括的かつ継続的な支援事業を実施することを目的に設置された。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うとともに、地域の介護支援専門員等の支援・指導や関係機関のネットワーク作り等を行う。

平成30年度から、高齢者相談センター本所4か所・支所25か所体制を本所25か所に再編・強化し、名称を「地域包括支援センター」に変更した。

事業名		年度		
		R01	R02	R03
総合相談支援事業 ・権利擁護事業	相談件数 (うち権利擁護相談)	181,929 件 (7,334 件)	215,017 件 (8,322 件)	226,666 件 (10,514 件)
決算額		926,553,225 円	947,534,164 円	868,568,590 円

介護予防支援および介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターは、要支援者および事業対象者を対象とした介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを行う。介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの一部は、指定居宅介護支援事業者に委託できる。

ケアプラン作成実績

(各年度3月末)

事業名		年度		
		R01	R02	R03
介護予防支援	委託契約事業所数	201 か所	192 か所	187 か所
	作成件数(委託分含む)	2,324 件	2,460 件	2,503 件
介護予防ケアマネジメント	委託契約事業所数	193 か所	175 か所	175 か所
	作成件数(委託分含む)	2,361 件	2,698 件	2,716 件

練馬区地域ケア会議

地域における高齢者等に対し、保健・医療・福祉に係る各種サービスを総合的に調整し、また地域包括ケアシステムを確立していくために、「練馬区地域ケア会議」を開催している。

令和3年度練馬区地域ケア会議の開催状況

(単位：合計回数)

会議の種類	内 容	開催数
地域ケア個別会議	・個別ケースの検討を通じ、高齢者の課題解決を支援するとともに、課題解決に向けた社会資源の把握や地域包括支援ネットワークの構築を図る。	303 回
地域ケア予防会議	・多職種協働により個別ケースを検討し、自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの実施を支援する。合わせて、会議に参加したセンター職員や専門職の資質の向上を図る。	51 回
地域ケアセンター会議	・地域ケア個別会議と地域ケア予防会議を通じて抽出された地域課題について、その解決に向け、地域で暮らす・働く・活動する関係者で話し合う。	55 回
地域ケア圏域会議	・地域ケアセンター会議で把握された地域課題を圏域単位で協議する会議。地域の様々な関係機関で地域課題を共有し、それぞれの役割分担を整理し地域課題の解決を目指す。	4 回
地域ケア推進会議	・地域包括ケアシステムの確立に向け、地域ケア圏域会議で把握された課題および社会資源の現状を共有するとともに、区の対策を検討し、政策形成を図る。	2 回

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者および要介護被保険者を現に介護する方等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業である。「介護給付等費用適正化事業」、「家族介護支援事業」、「その他の事業」の3種類に区分される。

事業名		年度	R01	R02	R03
介護給付費適正化推進(ケアプランチェック)	実施事業者数	72 事業者	71 事業者	98 事業者	
	決算額	12,360,813 円	13,169,967 円	11,189,062 円	
介護給付費適正化推進(介護給付費通知)	実施回数	2 回	1 回	2 回	
	通知延べ件数	55,370 件	28,130 件	57,661 件	
	決算額	4,195,308 円	2,246,858 円	4,457,617 円	
介護予防・生活支援サービス事業給付等費用適正化事業	決算額		(開発委託) 1,784,200 円	(保守管理) 69,300 円	
介護学べるサロン 1	参加人数	847 人	153 人	71 人	
	実施回数	81 回	19 回	11 回	
	決算額	1,843,500 円	490,500 円	247,500 円	
認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業	利用料助成件数	575 件	648 件	565 件	
	決算額	1,208,730 円	1,398,100 円	1,109,350 円	
認知症理解普及促進事業	認知症サポーター養成数	3,064 人	1,020 人	910 人	
	決算額	1,738,976 円	2,196,308 円	854,046 円	
認知症高齢者支援連携経費	認知症ガイドブックの発行	5,000 部	5,000 部	5,000 部	
	医療・介護連携シートの発行	8,000 部	8,000 部	8,000 部	
	決算額	632,000 円	823,923 円	689,745 円	
家族介護慰労事業	支給件数	6 件	5 件	4 件	
	決算額	600,000 円	500,000 円	400,000 円	
紙おむつ等の支給	紙おむつ支給延べ人数	65,863 人	69,669 人	68,266 人	
	おむつ代支給延べ人数	4,365 人	4,397 人	4,000 人	
	決算額	347,383,042 円	373,837,524 円	281,850,210 円	
認知症介護者支援事業	介護相談・交流カフェ 2	3 回	4 回	10 回	
	電話相談	50 回(125 件)	52 回(136 件)	51 回(130 件)	
	決算額	1,404,158 円	1,446,678 円	1,412,613 円	
食事サービス(配食サービス) 3	利用人数	1,624 人	1,571 人	-	
	食数	190,457 食	197,774 食	-	
	決算額	61,841,752 円	64,392,287 円	-	

- 1 介護学べるサロンは、令和2年度まで、家族介護者教室として実施した。
- 2 介護相談・交流カフェは、令和2年度まで、介護家族の学習・交流会として実施した。
- 3 食事サービス事業(配食サービス)は、令和元年度から区一般会計に組み変えた。

また、食事サービス事業(配食サービス)は、令和3年4月から見守り配食(見守りを行う配食事業者を登録し、情報提供を行う)に移行した。

6 介護保険財政

介護保険事業の費用は、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費（国、都、区で負担）で賄われている。この収入および支出については、法令に基づき特別会計を設けている。

（1）保険給付

介護給付・予防給付の費用は保険料と公費により、50%ずつ負担する。

令和3年度における保険料負担の内訳は、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分（支払基金交付金）が27%であり、公費負担の内訳は、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護保険施設と有料老人ホーム等の特定施設に係る給付費（施設等給付費）については、国15%、都17.5%となっている。

なお、国の25%（施設等給付費15%）のうち5%については、区市町村間の介護保険財政の不均衡を是正するための調整交付金として交付され、令和3年度の練馬区の交付率は5.94%であった。

（2）地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」の費用負担は保険給付費と同様であり、令和3年度における費用負担の内訳は、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分27%、国25%、都12.5%、区12.5%である。ただし、介護給付費と同じく、国の25%のうち、5%は調整交付金として交付される。（交付率は介護給付費と同様5.94%）

「包括的支援事業」および「任意事業」については、第2号被保険者の保険料負担がなく、令和3年度における費用負担の内訳は、第1号被保険者分が23%、国38.5%、都19.25%、区19.25%である。

また、費用負担の対象となる事業費（交付金対象額）には上限が設けられている。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業」、「包括支援事業（社会保障充実分）」の区分ごとに設けられた算定式から算出した上限額の範囲内で、地域支援事業を実施することとなる。なお、厚生労働省との個別協議により上限額を引き上げることも可能である。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、平成29年度の予防給付等実績額×75歳以上高齢者の伸び率」等から算出した「移行期間における10%特例」の上限額を設定した。

「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業」は、「前年度の上限額×65歳以上の高齢者の伸び率」から算出した上限額の範囲内で実施することになるが、適用条件を満たす場合（給付適正化事業の実施）による特例を適用し、上限額を設定した。

「包括的支援事業（社会保障充実分）」は、日常生活圏域数・地域包括支援センター数に応じた算定式により上限額を設定した。

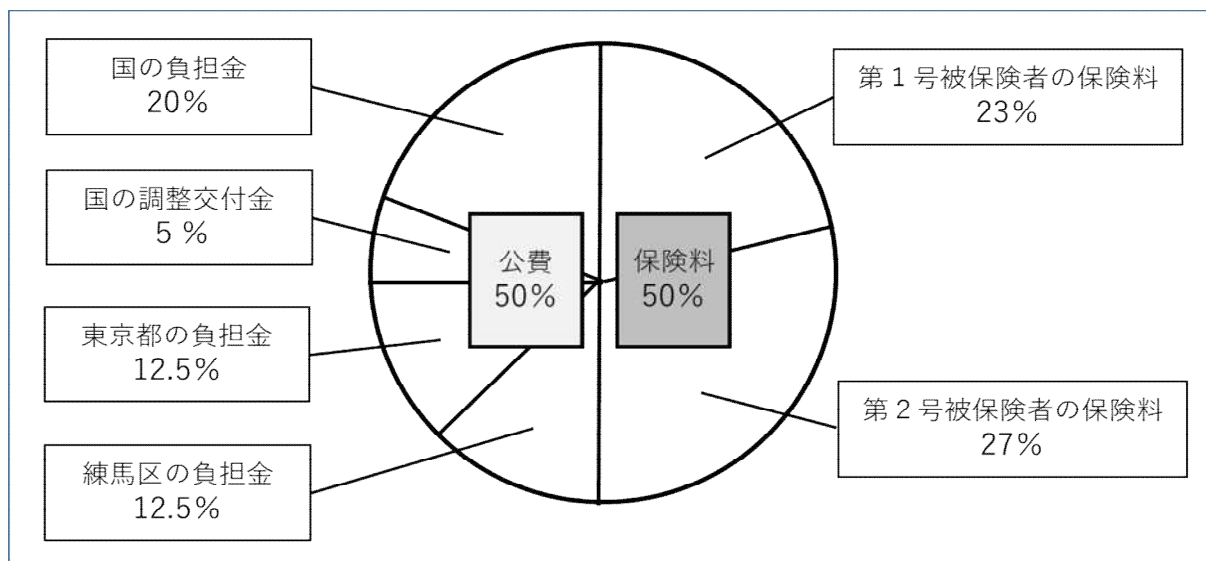
地域支援事業歳出総額と交付金対象額

(単位：円)

事業名		年度	H29	H30
介護予防・日常生活支援総合事業	歳出総額		1,500,311,932	1,451,670,284
	うち交付金対象額		1,446,386,361	1,421,917,671
包括的支援事業 + 任意事業	歳出総額		1,432,650,664	1,309,316,843
	うち交付金対象額		1,105,717,030	1,194,231,796
合 計	歳出総額		2,932,962,596	2,760,987,127
	うち交付金対象額		2,552,103,391	2,616,149,467

事業名		年度	R01	R02	R03
介護予防・日常生活支援総合事業	歳出総額		1,539,012,174	1,412,107,485	1,505,550,182
	うち交付金対象額		1,468,762,201	1,346,339,803	1,504,681,923
包括的支援事業 + 任意事業	歳出総額		1,297,919,752	1,381,243,069	1,207,297,697
	うち交付金対象額		1,206,021,561	1,211,819,647	1,130,553,525
合 計	歳出総額		2,836,931,926	2,793,350,554	2,712,847,879
	うち交付金対象額		2,674,783,762	2,558,159,450	2,635,235,448

【参考】第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険にかかる事業費の財源内訳



施設等給付費の公費負担については、国 15%、調整交付金 5%、都 17.5%、区 12.5%となる。地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料負担はなく、国 38.5%、都 19.25%、区 19.25%、第1号被保険者の保険料 23%となる。

介護保険会計（保険事業勘定）決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	H29		H30		R01		R02		R03	
	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比	収入額	構成比
1 介護保険料	11,357,045,450	21.6%	12,655,781,040	23.2%	12,452,096,950	22.1%	12,213,560,360	21.1%	12,565,060,430	20.8%
1 介護保険料	11,357,045,450	21.6%	12,655,781,040	23.2%	12,452,096,950	22.1%	12,213,560,360	21.1%	12,565,060,430	20.8%
2 国庫支出金	12,197,429,324	23.2%	12,655,386,885	23.2%	13,195,694,006	23.4%	13,753,377,964	23.7%	14,601,674,957	24.1%
1 国庫負担金	8,861,338,050	16.8%	9,064,357,350	16.6%	9,387,677,000	16.7%	9,678,603,800	16.7%	10,287,881,897	17.0%
2 国庫補助金	3,336,091,274	6.3%	3,591,029,535	6.6%	3,808,017,006	6.8%	4,074,774,164	7.0%	4,313,793,060	7.1%
3 支払基金交付金	13,864,658,090	26.4%	13,938,065,200	25.5%	14,446,143,114	25.7%	14,854,739,107	25.6%	15,460,719,265	25.5%
1 支払基金交付金	13,864,658,090	26.4%	13,938,065,200	25.5%	14,446,143,114	25.7%	14,854,739,107	25.6%	15,460,719,265	25.5%
4 都支出金	7,530,954,969	14.3%	7,766,384,967	14.2%	7,990,256,927	14.2%	8,466,369,524	14.6%	8,770,328,955	14.5%
1 都負担金	7,086,946,000	13.5%	7,354,942,000	13.5%	7,570,913,000	13.4%	8,061,793,868	13.9%	8,353,936,000	13.8%
2 都補助金	444,008,969	0.8%	411,442,967	0.8%	419,343,927	0.7%	404,575,656	0.7%	416,392,955	0.7%
3 財政安定化基金支出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5 財産収入	949,411	0.0%	795,363	0.0%	2,213,246	0.0%	2,912,255	0.0%	2,239,385	0.0%
1 財産運用収入	949,411	0.0%	795,363	0.0%	2,213,246	0.0%	2,912,255	0.0%	2,239,385	0.0%
6 繰入金	6,904,294,190	13.1%	6,926,440,681	12.7%	7,548,909,599	13.4%	8,098,110,368	14.0%	8,194,942,202	13.5%
1 一般会計繰入金	6,904,294,190	13.1%	6,926,440,681	12.7%	7,548,909,599	13.4%	8,098,110,368	14.0%	8,194,942,202	13.5%
2 基金繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 繰越金	739,038,621	1.4%	615,425,469	1.1%	671,703,344	1.2%	552,173,479	1.0%	933,255,143	1.5%
1 繰越金	739,038,621	1.4%	615,425,469	1.1%	671,703,344	1.2%	552,173,479	1.0%	933,255,143	1.5%
8 諸収入	4,020,293	0.0%	12,230,701	0.0%	6,012,005	0.0%	7,759,859	0.0%	6,336,351	0.0%
1 延滞金加算金及び過料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 預金利子	14,417	0.0%	68,243	0.0%	47,134	0.0%	77,526	0.0%	21,674	0.0%
3 雑入	4,005,876	0.0%	12,162,458	0.0%	5,964,871	0.0%	7,682,333	0.0%	6,314,677	0.0%
歳入合計	52,598,390,348	100.0%	54,570,510,306	100.0%	56,313,029,191	100.0%	57,949,002,916	100%	60,534,556,688	100%

(歳出)

(単位:円)

区 分	H29		H30		R01		R02		R03	
	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
1 保険給付費	48,122,300,715	92.6%	49,993,959,026	92.8%	52,197,853,802	93.6%	53,511,430,132	93.9%	55,545,533,884	93.8%
1 保険給付費	48,122,300,715	92.6%	49,993,959,026	92.8%	52,197,853,802	93.6%	53,511,430,132	93.9%	55,545,533,884	93.8%
1 1 居宅介護サービス費	20,060,154,124	38.6%	20,534,264,800	38.1%	21,296,175,222	38.2%	21,819,376,764	38.3%	23,279,371,172	39.3%
2 介護予防サービス費	556,887,490	1.1%	620,132,113	1.2%	720,703,268	1.3%	747,833,800	1.3%	773,360,636	1.3%
3 施設等サービス費	19,068,860,592	36.7%	20,117,435,477	37.3%	21,199,270,116	38.0%	21,852,663,043	38.3%	22,366,982,354	37.8%
4 地域密着型サービス費	5,744,689,885	11.1%	5,834,042,465	10.8%	5,757,538,967	10.3%	5,728,629,990	10.0%	5,940,400,862	10.0%
5 高額介護等サービス費	1,504,366,605	2.9%	1,645,943,966	3.1%	1,910,308,068	3.4%	2,023,535,954	3.5%	2,010,114,929	3.4%
6 特定入所者介護等サービス費	1,136,742,939	2.2%	1,189,231,485	2.2%	1,257,893,853	2.3%	1,281,876,855	2.2%	1,114,596,535	1.9%
7 審査支払手数料	50,599,080	0.1%	52,908,720	0.1%	55,964,308	0.1%	57,513,726	0.1%	60,707,396	0.1%
2 財政安定化基金拠出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1 財政安定化基金拠出金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 地域支援事業費	2,932,962,596	5.6%	2,760,987,127	5.1%	2,836,931,926	5.1%	2,793,350,554	4.9%	2,712,847,879	4.6%
1 地域支援事業費	2,932,962,596	5.6%	2,760,987,127	5.1%	2,836,931,926	5.1%	2,793,350,554	4.9%	2,712,847,879	4.6%
1 会計年度任用職員人件費	-	-	-	-	-	-	56,602,850	0.1%	55,237,409	0.1%
2 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,500,311,932	2.9%	1,451,670,284	2.7%	1,539,012,174	2.8%	1,404,489,449	2.5%	1,497,951,499	2.5%
3 包括的支援事業費	1,034,782,465	2.0%	900,133,213	1.7%	926,553,225	1.7%	947,534,164	1.7%	868,568,590	1.5%
4 任意事業費	397,868,199	0.8%	409,183,630	0.8%	371,366,527	0.7%	384,724,091	0.7%	291,090,381	0.5%
4 基金積立金	620,598,000	1.2%	819,194,000	1.5%	505,479,000	0.9%	596,488,000	1.0%	633,116,000	1.1%
1 基金積立金	620,598,000	1.2%	819,194,000	1.5%	505,479,000	0.9%	596,488,000	1.0%	633,116,000	1.1%
5 諸支出金	307,103,568	0.6%	324,666,809	0.6%	220,590,984	0.4%	114,479,087	0.2%	332,681,962	0.6%
1 償還金及び還付金	306,589,225	0.6%	324,185,570	0.6%	219,095,042	0.4%	113,006,321	0.2%	331,152,962	0.6%
1 第1号被保険者保険料還付金	14,069,960	0.0%	14,968,290	0.0%	19,243,470	0.0%	28,871,920	0.1%	20,862,780	0.0%
2 国庫支出金等過年度分返還金	292,519,265	0.6%	309,217,280	0.6%	199,849,172	0.4%	84,132,701	0.1%	310,289,182	0.5%
3 第1号被保険者保険料還付加算金	-	-	-	-	2,400	0.0%	1,700	-	1,000	-
2 臨時特例給付費等	514,343	0.0%	481,239	0.0%	1,495,942	0.0%	1,472,766	0.0%	1,529,000	0.0%
歳出合計	51,982,964,879	100.0%	53,898,806,962	100.0%	55,760,855,712	100.0%	57,015,747,773	100%	59,224,179,725	100%

※ 平成18年度の介護保険制度の改正により導入された地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業（予防給付ケアプラン作成）については、介護保険会計内に、保険者としての「保険事業勘定」とは別に事業者としての「サービス事業勘定」を設けていた。
平成30年度の地域包括支援センターの再編・強化に伴い、直営の地域包括支援センターがなくなったことから、サービス事業勘定についても必要性がなくなったが、平成30年度は平成29年度分の請求処理を目的としてサービス事業勘定を存置し、同年をもって廃止とした。
令和2年度より地域支援事業に係る非常勤職員経費が会計年度任用職員人件費制度へ移行した。

一般会計決算内訳

(歳入)

(単位:円)

区 分	年 度	H29	H30	R01	R02	R03
		収入額	収入額	収入額	収入額	収入額
1 国庫支出金		66,546,465	74,577,540	234,999,280	398,742,760	404,150,120
1 介護保険低所得者保険料軽減負担金		56,986,465	65,217,540	222,365,280	390,167,760	399,144,120
2 介護保険事業費		9,560,000	9,360,000	12,634,000	8,575,000	5,006,000
2 都支出金		34,458,232	39,064,770	118,280,640	202,931,880	208,526,060
1 介護保険低所得者保険料軽減負担金		28,493,232	32,608,770	111,182,640	195,083,880	199,572,060
2 介護保険利用者負担軽減費		5,965,000	6,456,000	7,098,000	7,848,000	8,954,000
3 諸収入		1,137,767	1,318,918	1,674,081	510,000	600,000
1 広告料・雑入		1,137,767	1,318,918	1,674,081	510,000	600,000
歳 入 合 計		102,142,464	114,961,228	354,954,001	602,184,640	613,276,180

(歳出)

(単位:円)

区 分	年 度	H29	H30	R01	R02	R03
		支出額	支出額	支出額	支出額	支出額
1 介護保険事務費		534,941,994	524,231,476	572,011,890	381,854,333	446,413,880
1 事務費(臨時職員経費を含む ※R01年度まで)		70,888,592	72,812,687	85,950,455	94,208,113	70,129,911
2 認定調査等経費		366,000,053	356,067,907	388,871,435	207,671,512	286,574,283
3 介護認定審査会経費		89,170,177	81,110,298	82,485,900	69,562,463	80,078,754
4 地域密着型サービス運営委員会費		539,294	391,973	189,052	498,964	361,193
5 介護サービス事業者指定・指導経費		8,343,878	13,848,611	14,515,048	9,913,281	9,269,739
2 介護保険利用者負担軽減経費		9,458,876	10,122,453	11,050,340	12,644,515	14,337,030
1 生計困難者等に対する利用者負担額軽減助成費		9,458,876	10,122,453	11,050,340	12,644,515	14,337,030
3 介護報酬対象外サービス支援経費		87,757	467,126	157,544	431,849	684,705
1 暫定サービス利用者負担軽減費		87,757	467,126	157,544	431,849	684,705
4 介護保険会計繰出金		6,914,833,862	6,926,440,681	7,548,909,599	8,098,110,368	8,194,942,202
1 介護保険会計繰出金(サービス事業勘定含む)		6,914,833,862	6,926,440,681	7,548,909,599	8,098,110,368	8,194,942,202
5 国庫支出金概算交付金の精算金		—	143,000	0	0	0
1 精算金		—	143,000	0	0	0
6 都支出金概算交付金の精算金		646,000	638,000	862,000	700,000	623,000
1 精算金		646,000	638,000	862,000	700,000	623,000
歳 出 合 計		7,459,968,489	7,462,042,736	8,132,991,373	8,493,741,065	8,657,000,817

7 事業者

(1) 指定等

介護保険のサービスを提供する事業者には、それぞれのサービスごとに定められた基準のもとで、都道府県や区市町村が指定する「指定事業者」と、指定要件は満たしていないが一定の水準を満たすサービス提供が行えると、練馬区が個別に判断した「基準該当サービス事業者」がある。

「指定事業者」のうち、地域密着型（介護予防）サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者、居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者は、区市町村が指定する。

練馬区内に所在地のある指定居宅介護支援・介護予防支援事業者数 各年4月1日現在

年	H30	H31	R02	R03	R04
サービスの種類					
居宅介護支援	218	218	213	204	196
介護予防支援	25	25	25	25	25

練馬区内に所在地のある指定居宅サービス・介護予防サービス事業者数 各年4月1日現在

年	H30	H31	R02	R03	R04
居宅サービスの種類					
訪問介護	191(-)	199(-)	201(-)	197(-)	210(-)
訪問入浴介護	11(11)	9(9)	8(8)	7(7)	8(8)
訪問看護	58(58)	61(61)	69(69)	73(73)	88(87)
訪問リハビリテーション	13(13)	13(13)	13(13)	13(13)	15(15)
通所介護	70(-)	76(-)	77(-)	80(-)	84(-)
通所リハビリテーション	18(17)	21(20)	21(20)	19(19)	20(20)
短期入所生活介護	34(34)	35(33)	36(34)	37(35)	39(37)
短期入所療養介護	16(16)	16(16)	16(16)	15(15)	14(14)
特定施設入所者生活介護	58(46)	62(47)	65(48)	69(49)	77(56)
福祉用具貸与	41(41)	41(41)	42(42)	43(43)	39(39)
特定福祉用具販売	44(44)	43(43)	44(44)	45(45)	44(44)
合計	554(280)	576(283)	592(294)	598(299)	638(320)

()内は指定介護予防サービス事業者の数。

練馬区内に所在地のある指定介護保険施設数 各年4月1日現在

年	H30	H31	R02	R03	R04
施設サービスの種類					
介護老人福祉施設	29(2,070)	30(2,173)	31(2,215)	32(2,245)	34(2,428)
介護老人保健施設	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)	14(1,316)
介護療養型医療施設	2(248)	1(178)	1(60)	1(60)	1(10)
合計	45(3,634)	45(3,667)	46(3,591)	47(3,621)	49(3,754)

()内は各施設の介護保険の対象となる定員

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H30	H31	R02	R03	R04
サービスの種類					
居宅介護支援	1	1	1	1	1
訪問介護	2	2	2	2	2
通所介護	1	1	1	1	1
短期入所生活介護	1	1	1	1	1
介護予防支援	1	1	1	1	1
合 計	6	6	6	6	6

練馬区内に所在地のある地域密着型サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H30	H31	R02	R03	R04
サービスの種類					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9(-)	13(-)	13(-)	13(-)	13()
夜間対応型訪問介護	2(-)	2(-)	2(-)	2(-)	2()
地域密着型通所介護	124(-)	119(-)	114(-)	112(-)	111(-)
認知症対応型通所介護	16(15)	16(15)	15(14)	13(13)	11(11)
小規模多機能型居宅介護	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)
看護小規模多機能型居宅介護	1(-)	2(-)	3(-)	4(-)	6(-)
認知症対応型共同生活介護	33(33)	34(34)	34(34)	35(35)	37(37)
合 計	201(64)	202(65)	197(64)	195(64)	196(64)

()内は介護予防指定事業者の数。

練馬区内に所在地のある介護予防・生活支援サービス事業者数

各年4月1日現在

年	H30	H31	R02	R03	R04
サービスの種類					
第1号訪問事業(訪問型サービス)	164	167	163	162	169
第1号通所事業(通所型サービス)	155	160	158	160	163
合 計	319	327	321	322	332

(2) 指導監督

介護保険制度の適正な運営を図るため、介護サービス事業者に指導監督を行う。

指導は、事業者の育成・支援を目的とし、指定基準等で定められた介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお指導には、指導内容に応じた事業者を集め、講習の方法で行う集団指導と、実地で面談方式により行う運営指導がある。(令和4年4月1日から実地指導は運営指導に名称変更)

監査は、サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼としている。通報・苦情、運営指導で確認した情報を踏まえ、指定基準違反の確認について必要がある場合に行う。

指導監査の実績

実地指導

(単位：施設数)

事業者の種類・区分	年度	H29	H30	R01	R02	R03
居宅介護支援事業者		57	38	44	46	50
居宅サービス事業者		60	36	53	24	52
介護保険施設		7	2	6	1	0
地域密着型サービス事業者		52	41	67	5	9
基準該当サービス事業者		0	0	0	0	0
合計		176	117	170	76	111

集団指導

年度	実施日および対象事業者
H29	<p>H29.12.20 地域密着型サービス事業者(認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</p> <p>H30.1.18 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者</p> <p>H30.2.14 居宅介護支援事業者(午前) 訪問介護事業者(午後)</p>
H30	<p>H31.3.13 通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者</p> <p>H31.3.20 居宅介護支援事業者(午前) 訪問介護事業者(午後)</p> <p>H31.3.27 地域密着型サービス事業者(認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</p>
R01	<p>令和元年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。 訪問介護事業者、通所介護事業者、地域密着型サービス事業者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)、居宅介護支援事業者向け資料を作成し、ケア倶楽部に掲載。</p>
R02	<p>令和2年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。 訪問介護事業者、通所介護事業者、地域密着型サービス事業者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)、居宅介護支援事業者向け資料を作成し、ケア倶楽部に掲載。</p>
R03	<p>令和3年度の集団指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTubeで動画配信。 訪問介護事業者、通所介護事業者、地域密着型サービス事業者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)、居宅介護支援事業者向け資料および動画を作成し、ケア倶楽部に掲載。</p>

監査

年度	H29	H30	R01	R02	R03
件数	0	0	0	0	0

8 介護人材の確保・育成

(1) 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援

地域包括支援センターを中心に、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行っている。ケアプランの作成を担う介護支援専門員や、地域の介護支援専門員の指導・支援を行う主任介護支援専門員等の資質向上を目的として、職務上必要な知識や技術の習得を支援するため、日常的な個別指導・相談や研修等を実施している。

令和3年度介護支援専門員研修の実施状況 (単位：人)

回	研修内容	参加人数 (延べ人数)
1	質の向上ガイドライン研修	76名
2	スーパービジョン研修	48名
3	アドバイザー養成研修	24名
4	地域カンファレンス	151名

1、2は主任介護支援専門員向け、3、4は主任介護支援専門員および介護支援専門員向け
このほか、各地域包括支援センターは、当該圏域内を対象にした研修を実施している。

介護支援専門員資格は、平成18年度の法改正により5年毎の更新が必要となっている。介護支援専門員の維持・確保のため、平成21年度から介護支援専門員更新研修費の一部、平成29年度から主任介護支援専門員更新研修費の一部を、それぞれ助成している。

介護支援専門員資格更新研修費助成実績 (単位：人)

助成対象研修	年度				
	H29	H30	R01	R02	R03
専門研修 および に相当する科目の受講者	4	9	12	0	0
専門研修 に相当する科目の受講者	61	97	100	31	7
主任介護支援専門員更新研修の受講者	36	26	19	12	28

(2) 練馬福祉人材育成・研修センター事業

介護サービスおよび障害福祉サービス従事者の確保、育成および職場への定着を支援し、区民に対するサービスの質の向上と安定的なサービス提供の確保を図ることを目的とし、以下の3事業を実施している。令和4年度より、練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合している。

人材育成事業

区内の介護および障害福祉サービス事業所の職員等を対象に、各種研修を実施する。

人材確保事業

介護および障害福祉分野への就労希望者を対象に、就職セミナーや就職相談・面接会を開催する。

人材定着事業

区内の介護および障害福祉サービス事業所の職員とその家族を対象に、悩みを相談でき

る窓口を設置する。

年度	R01	R02	R03
利用者数	3,130人	2,084人	2,969人

(3) 介護人材の確保・育成・定着

区内の介護サービス事業所が、介護サービスを安定して提供できる体制を整えられるよう、介護人材の確保・育成・定着に向けた支援事業を実施している。

介護職員初任者研修受講料助成

介護職員初任者研修修了後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として3か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、受講料の9割(上限8万円)を助成する。令和元年度より対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

	H29	H30	R01	R02	R03
支給件数	90件	79件	108件	83件	92件
介護サービス事業所分	90件	79件	107件	80件	86件
障害サービス事業所分			1件	3件	6件

介護職員実務者研修受講料助成

介護職員実務者研修修了後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として3か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ受講料の9割(上限10万円)を助成する。令和元年度より対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

	H29	H30	R01	R02	R03
支給件数	71件	140件	180件	119件	135件
介護サービス事業所分	71件	140件	178件	112件	127件
障害サービス事業所分			2件	7件	8件

介護福祉士国家資格取得費用助成

介護福祉士の登録後、区内介護サービス事業所の介護職員または区内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者として3か月継続就労する等の一定要件を満たした方へ、介護福祉士試験受験手数料(15,300円)および介護福祉士登録手数料(3,320円)を助成する。令和元年度より対象事業所に障害福祉サービス事業所を追加

	H30	R01	R02	R03
支給件数	56件	61件	68件	70件
介護サービス事業所分	56件	61件	66件	64件
障害サービス事業所分		0件	2件	6件

介護従事者養成研修

介護従事者として従事することを希望する者を対象に、介護に係る基本的な知識・技術を習得するための研修を実施する。また、研修修了者を対象に就職相談会を開催し、介護人材の確保を図る。

	H29	H30	R01	R02	R03
実施回数	2回	3回	3回	3回	3回
修了者数	135人	212人	175人	130人	122人
就業者数	39人	69人	44人	35人	46人

求人・採用活動支援事業

区内の介護サービス事業所に対して、求人・採用活動に関するセミナーを実施する。

年度	R01	R02	R03
参加者数	17人	17人	14人

介護人材定着支援事業

区内の介護サービス事業所に対して、介護職員の処遇改善など人材の定着に関するセミナーを実施する。

年度	R01	R02	R03
参加者数	49人	57人	100人

外国人介護職員向け支援

外国人介護職員の受入や定着に関する研修等を実施し、今後拡大が見込まれる外国人介護職員の受入について、日本語能力の低さや不十分な受入体制を課題に抱える事業所を支援する。

年度	R01	R02	R03
参加者数	7人	14人	

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止

ICT機器導入支援事業

介護サービス事業者における事務の効率化および事業所内の情報共有を図るICT機器等の導入を支援する。

年度	R01	R02	R03
事業者数	13事業者	4事業者	3事業者

9 相談・苦情への対応など

(1) 相談・苦情

介護保険では、利用者からの相談・苦情を受けるしくみが制度的に位置づけられている。また、保険者である練馬区が行った行政処分不服がある場合には、東京都が設置する介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

相談・苦情

区民からの相談や苦情は、地域包括支援センター、各総合福祉事務所高齢者支援係、介護保険課など区の窓口のほか、国民健康保険団体連合会、東京都、居宅介護支援事業者、サービス提供事業者、介護保険施設、消費生活センター等で受け付けている。

東京都国民健康保険団体連合会へ報告した苦情の状況調査の集計結果

分類	年度		H29		H30		R01		R02		R03	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
要介護認定に関する事	0	0%	1	3.2%	1	3.4%	0	0%	2	10%		
保険料に関する事	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ケアプランに関する事	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
サービス供給量に関する事	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
介護報酬に関する事	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他制度上の問題に関する事	0	0%	2	6.5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
行政の対応に関する事	1	4.3%	0	0%	1	3.4%	0	0%	0	0%	0	0%
サービス提供・保険給付に関する事	22	95.7%	27	87.1%	25	86.3%	8	88.9%	16	80%		
その他(サービス提供者との人間関係等)	0	0%	1	3.2%	2	6.9%	1	1.1%	2	10%		
合計	23	100%	31	100%	29	100%	9	100%	20	100%		

保健福祉サービス苦情調整委員(区長の附属機関)

区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立てを受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行う区長の附属機関を平成15年6月に設置した。苦情調整委員(弁護士等学識経験者)3名と専門相談員2名で構成されている。

相談・苦情別件数(介護保険関連のみ)

(単位:件)

区分	年度	H29	H30	R01	R02	R03
相談		22	32	12	15	23
苦情(うち申立て)		71(11)	46(2)	70(10)	86(10)	98(4)
合計		93	78	82	101	121

審査請求

保険者（練馬区）の行った要介護認定に関する行政処分や保険料の賦課徴収等に関する行政処分に不服がある場合には、第三者機関として東京都に設置されている介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

審査請求受理件数

（単位：件）

区分 \ 年度	H29	H30	R01	R02	R03
要介護認定に関すること	0	0	0	0	2
介護保険料に関すること	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0

（２）行事・広報

令和３年度介護の日記念事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。その他の広報活動は、つぎのとおり。

タイトル等		実施・配布方法
パンフレット・冊子	すぐわかる介護保険	介護保険課および関係窓口にて配布
	地域密着型サービスってなんだろう!?	
	介護保険スタートガイド	
	こんにちは 地域包括支援センターです！	地域包括支援センターおよび関係窓口にて配布
	練馬区内の介護保険サービス事業者一覧	介護保険課窓口にて配布
その他	介護保険料のご案内	保険料決定通知書発送時に同封
	ねりま区報（随時）	新聞折り込み、公共施設等での配布
	ホームページ	介護保険に関するお知らせ、統計データ等随時更新

10 諮問機関

(1) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関する事項、その他介護保険事業の運営に関する重要な事項について審議するために設置されている区長の附属機関である。被保険者8人以内、医療保険者の職員1人以内、医療従事者1人以内、福祉関係団体の職員または従事者6人以内、介護サービス事業者の職員7人以内および学識経験者2人以内の計25人以内で構成され、委員の任期は3年である。令和3年度に第8期の協議会を発足し、令和3年度は2回開催した。

令和3年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第1回	令和3年7月29日	委員の委嘱および紹介 区幹事および事務局紹介 会長・会長代理の選出 介護保険運営協議会について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 練馬の介護保険状況について
第2回	令和3年11月16日	特別養護老人ホームの開設等について 都市型軽費老人ホームの整備計画について 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について 新型コロナウイルス感染症対策事例集について 介護保険事業計画における計画値と実績値の比較について 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析について

練馬区介護保険運営協議会委員

令和4年4月1日現在

選出区分	氏名(敬称略)	所属
被保険者 (8人以内)	岩月 裕美子	公募委員(高野台在住)
	江幡 真史	公募委員(石神井町在住)
	腰高 文子	公募委員(中村北在住)
	嶋村 英次	公募委員(中村在住)
	関 洋一	公募委員(三原台在住)
	高橋 司郎	公募委員(光が丘在住)
	竹中 直子	公募委員(東大泉在住)
	横山 千津子	公募委員(春日町在住)
医療保険者 (1人以内)	選任中	
医療従事者 (1人以内)	石黒 久貴	練馬区医師会 在宅医療部介護保険対策担当理事
福祉団体の 職員または 従事者 (6人以内)	大羽 康弘	練馬区社会福祉協議会 常任理事・事務局長
	長谷川 和雄	練馬区民生・児童委員協議会 代表副会長
	岩瀬 康子	練馬区老人クラブ連合会 女性部長
	出頭 雅子	高野台地域包括支援センター センター長
	福島 敏彦	練馬区社会福祉事業団 理事長
	高原 進	練馬区シルバー人材センター 会長
介護サービ	中村 哲郎	医療法人財団 秀行会 理事長

ス事業者の 職員 (7人以内)	加藤 雄次	指定介護老人福祉施設こぐれの里 施設長
	長谷川 泰久	大泉学園やまぼうし 管理者
	永沼 明美	光が丘訪問看護ステーション 管理者
	齋藤 弘	辻内科循環器科歯科クリニック リハビリテーション部 部長
	加藤 均	株式会社みんなのかいご 代表取締役
	青木 伸吾	有限会社アオキトゥーン 取締役
学識経験者 (2人以内)	市川 一宏	ルーテル学院大学 教授 学術顧問
	内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授

：会長 ：会長代理

任期 3年間(令和3年7月1日～令和6年6月30日)

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者4人以内、居宅サービス等の利用者等2人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者6人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、区長が委嘱し、任期は3年である。本会は、区長の求めに応じて、地域包括支援センターの設置、運営に関する事項、その他適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域密着型サービス運営委員会の委員と兼任し、同時開催しており、令和3年度は4回開催した。

令和3年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第1回	令和3年7月26日	令和2年度練馬区地域包括支援センター事業実績について(報告) 令和3年度地域包括支援センター事業計画について
第2回	令和3年11月9日	練馬区地域ケア推進会議について
第3回	令和4年1月17日	地域包括支援センターの事業評価について 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(素案)等について
第4回	令和4年3月17日	令和4年度練馬区地域包括支援センター運営方針について 令和3年度第2回地域ケア推進会議について

(3) 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置している区長の附属機関で、平成18年度の介護保険制度改正により設置された。構成は、被保険者4人以内、居宅サービス等の利用者等2人以内、医療従事者2人以内、保健福祉関係団体の職員または従事者6人以内、指定居宅サービス事業者等の職員4人以内、学識経験者2人以内の計20人以内であり、

区長が委嘱し、任期は3年である。本会は、区長の求めに応じて、地域密着型介護（介護予防）サービス費の額、事業者の指定、サービス従業者に関する基準および事業の設備および運営に関する基準、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項について協議し、意見を述べる。現在、地域包括支援センター運営協議会の委員と兼任し、同時開催しており、令和3年度は4回開催した。

令和3年度審議事項

回数	開催日	主な内容
第1回	令和3年7月26日	指定地域密着型サービス事業者の指定について 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について 練馬光が丘病院跡施設における整備施設および運営事業者について 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）
第2回	令和3年11月9日	指定地域密着型サービス事業者等の指定について 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について
第3回	令和4年1月17日	指定地域密着型サービス事業者等の指定について 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン（素案）等について 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）
第4回	令和4年3月17日	令和4年度地域密着型サービス実施指針（案）について 令和4年度地域密着型サービス事業者の公募要項（案）について 指定地域密着型サービス事業者等の指定について 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会委員

令和4年4月1日現在

選出区分	氏名（敬称略）	所属
被保険者	今井 武久	練馬圏域在住
	岩橋 栄子	光が丘圏域在住
	松本 一夫	石神井圏域在住
	吉田 壯二	大泉圏域在住
居宅サービス等の利用者等	富本 操	石神井圏域在住
	横井 千香子	光が丘圏域在住
医療従事者	石黒 久貴	練馬区医師会 理事
	蓮池 敏明	練馬区歯科医師会 理事
保健福祉関係団体の職員または従事者	會田 一恵	練馬区薬剤師会 理事
	後藤 正臣	東京都柔道整復師会練馬支部 副支部長
	千葉 三和子	練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターほっとサポートねりま 所長

	嵯峨野 祐輔	練馬区三療師会 理事
	土田 秀行	練馬区民生児童委員協議会 代表副会長
	笹川 浩利	ねりま社会福祉士会
指定居宅サービス事業者 等の職員	師星 伺朗	練馬ケアマネジャー連絡会
	山添 友恵	株式会社メディカル・アート 取締役
	石川 剛士	トータルリハセンター光が丘 エリアマネージャー
	大嶺 ひろ子	大泉学園高齢者グループホームまささんの家ホーム長
学識経験者	宮崎 牧子	大正大学 教授
	吉賀 成子	大妻女子大学 非常勤講師

：委員長 ：委員長代理

任期 3年間（令和3年7月1日～令和6年6月30日）

11 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一つの計画期間として策定する計画である。また、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画として、高齢者保健福祉計画がある。

区は、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として、「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。

令和2年度に第7期計画（平成30～令和2年度）の見直しを行い、第8期計画（令和3～5年度）を策定した。第8期計画では、令和3年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年、その先の団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

(1) 理念

- 高齢者の尊厳を大切にす
- 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

(2) 目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

(3) 施策

- 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の一体的な推進
- ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進
- 認知症高齢者への支援の充実
- 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備
- 介護保険施設等の整備と住まいの確保
- 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進

12 資料

(1) 介護保険の経緯

平成 8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
9年 4月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置 ・(国)介護保険関連三法公布
10年 4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険担当課を設置 ・介護保険制度実施本部を設置 ・練馬区要援護高齢者実態調査を実施 ・要介護認定のモデル事業を実施 ・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員 20名(うち公募区民 10名) ・(国)介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
11年 4月 6月 8月 9月 10月 11月 12年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集 ・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始(以降、制度開始まで随時開催) ・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を 280名とする) ・練馬区における第1号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約3,500円) ・事業者説明会を開催(以降、随時開催) ・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始 ・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を65歳以上の区民全員に送付 ・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始 ・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施 ・介護認定審査会で審査・判定事務を開始 ・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催) ・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される ・介護保険事業計画決定・公表 (第1号被保険者の介護保険料基準月額 3,100円) ・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定、これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止 ・練馬区介護保険事業計画(平成12~16年度)を策定 ・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを65歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第2号被保険者に送付
12年 4月 5月 6月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を練馬区独自に拡大して実施 ・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査(5)、給付係、資格係、収納係に改組 ・各医療保険者による第2号介護保険料の納付開始 ・基準該当サービス提供事業者の登録を開始 ・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置 ・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始 ・「介護保険サービス提供事業者一覧(居宅サービス版)」を創刊 ・練馬区介護保険運営協議会を設置 ・第1号被保険者の介護保険料が10月から年金天引き(特別徴収)となる方へ事前のお知らせを送付

12年 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊 ・第1号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13年9月までの1年間は本来の額の半額で10月分から半額納付を開始） ・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始
13年 4月 7月 10月 14年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の事業を開始 国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大して実施 要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給 ・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組 ・高齢者生活実態調査の実施（介護保険認定者調査等） ・第1号被保険者の介護保険料について満額納付開始 ・訪問通所サービスと短期入所の支給限度基準額を一本化 ・介護保険運営協議会に次期事業計画改定に対するの意見集約の諮問
14年 4月 10月 12月 15年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・都減免制度にあわせ、サービス提供事業者による利用者負担額軽減助成を実施 ・介護保険事業計画改定に向け素案を公表 （区民からの意見募集のため地域説明会を11月に4回開催） ・介護サービス事業者会が発足 ・介護保険運営協議会が次期事業計画改定に対して区長へ答申 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額3,300円（平成15～17年度） 生計困難世帯に対する第2期保険料の減額（平成15～16年度分） ・練馬区介護保険事業計画（平成15～19年度）を高齢者保健福祉計画に包含して策定
15年 4月 6月 7月 16年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定システムの変更 （認定調査項目79項目、判定システムの変更、審査事務の一部変更） ・介護報酬が制度開始3年目で初めて改定（在宅サービス0.1%増、施設サービス4.0%減）され、全体では2.3%減 ・保健福祉サービス苦情調整委員設置に伴い、介護保険サービス調整委員会廃止 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額（区独自基準含む）の利用者負担割合を3%から6%に変更 ・第2期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・「介護保険活用読本」を都と共同で作成
16年 4月 11月 17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4・5の更新時の有効期間が12か月から24か月へ延長可能となる ・高齢者基礎調査の実施（介護保険サービス利用者調査等） ・介護保険運営協議会に第3期事業計画策定に向けての諮問 ・練馬区介護保険条例の一部を改正 生計困難世帯に対する第2期保険料の減額を平成17年度まで延長 ・低所得世帯の高齢者に対する訪問介護利用料減額制度を廃止 ・「介護予防読本」を都と共同で作成
17年 5月 6月 7月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者連絡会議設置 ・(国)「介護保険法の一部を改正する法律」国会で可決 ・制度改正地域説明会を開催（12回開催） ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出 ・居住費および食費に関連する介護報酬の一部改正 ・施設利用に係る居住費（滞在費）・食費を保険給付外に改正、同時に低所得者への補足給付を創設 ・高額介護サービス費の利用者負担段階の区分および上限額を変更 ・サービス提供事業者等による利用者負担軽減助成の利用者負担割合を5%から7.5%に変更（老齢福祉年金受給者は5%のまま）

17年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催) ・介護保険制度改正シンポジウムを開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定モデル事業(第二次)を実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険被保険者証を一斉に更新
18年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・介護予防サービス提供に係るガイドラインを作成 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額3,950円(平成18~20年度) 生計困難世帯に対する第3期保険料の減額(平成18~20年度分) 高齢者の特別区民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置(平成18・19年度分) ・介護保険認定調査員(非常勤職員)21名を雇用し、新規申請者、区分変更申請者および更新申請者の一部への訪問調査を実施 ・要介護認定システムの変更(要介護度の見直しに伴い判定区分一部変更、認定調査・主治医意見書項目追加)
18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)介護保険法の一部を改正する法律施行 ・介護報酬改定(在宅サービス平均1%減(軽度5%減、中重度4%増)) ・介護保険制度改正に伴い関係組織改正 介護保険課事業計画主査を高齢社会対策課計画係に統合 事業者係を新設し、地域密着型サービス指定等に対応 認定係と認定審査会主査を認定・審査と調査部門に分け、認定審査会主査および認定調査係に改組 基幹型在宅介護支援センターを廃止し、各総合福祉事務所に地域包括支援センターを設置 介護予防担当課を介護予防課に改組、介護予防事業係で地域支援事業の介護予防事業を担当
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会が発足 ・高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、施設利用に係る居住費(滞在費)・食費の減額、サービス提供事業者等による利用者負担軽減制度および高額介護サービス費の激変緩和措置を実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン標準化事業開始
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防パンフレット「みんなハツラツ介護予防」作成
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・区内初の小規模多機能型居宅介護および夜間対応型訪問介護が開設
19年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度者に対する特殊寝台購入費助成制度実施(19年3月まで) ・「地域密着型サービス利用ガイド」作成 ・介護保険地域密着型サービスシンポジウムを開催
19年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの支所19か所を開設(在宅介護支援センターに併設) ・(国)特定高齢者該当基準の見直し
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護サービス事業者情報提供システムの運用開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者基礎調査の実施(介護保険サービス利用者調査等)
20年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「介護サービスの正しい利用法」作成 ・介護給付費通知「介護保険ご利用状況のお知らせ」を発送(以降継続実施)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について」を策定 ・東京都と保険者が一体となり、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 高齢者の住民税非課税限度額が廃止されたことに伴う、保険料の激変緩和措置の延長(平成20年度分)
20年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスに区独自報酬を設定
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して中間答申を区長に提出
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サポーターモデル事業を開始(平成22年度から本事業として実施)
20年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護の日」にちなんだイベントを開催

12月 21年 1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回） ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始 ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して区長へ答申 ・第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額3,950円（平成21～23年度）と多段階化 生計困難世帯に対する第4期保険料の減額（平成21～23年度分） ・区内介護サービス事業者に自動車燃料費を助成 ・（国）介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付
21年 4月 6月 7月 8月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+3%改定、一律ではなくサービス種類により個々に設定） ・（国）要介護認定調査方法の見直し（認定調査項目74項目） ・練馬区福祉人材雇用促進事業を開始（平成22年3月末で終了） ・練馬区介護支援専門員更新研修費の助成開始（以降継続実施） ・練馬介護人材育成・研修センター設立 ・地域包括支援センターの支所を3か所増設（計22か所） ・地域包括支援センターに「高齢者相談センター」の呼称を使用開始 ・要介護・要支援認定資料提供事務を変更 ・第4期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請の受付開始 ・（国）要介護認定調査方法の再見直し ・介護職員処遇改善交付金対象期間開始（交付申請先は東京都） ・練馬区介護週間事業を実施（以降継続実施）
22年 6月 8月 9月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料のモバイルレジによる収納を開始 ・（国）一般高齢者・特定高齢者を一次予防事業対象者・二次予防事業対象者に呼称を変更、二次予防事業対象者の把握方法を簡素化 ・練馬区介護人材等雇用促進事業を開始 ・介護保険運営協議会に第5期事業計画策定に向けての諮問 ・高齢者基礎調査の実施（日常生活圏域ニーズ調査、介護保険サービス利用者調査等）
23年10月 11月 24年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・「高齢者がいきいきと暮らせるまちを目指して」をテーマに区民と区長のつどいを開催（4回） ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額5,240円（平成24～26年度）と特例第3段階の設定等 生計困難世帯に対する第5期保険料の減額（平成24～26年度分）
24年 4月 7月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+1.2%改定 内訳：在宅+1.0%、施設+0.2%） ・第5期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・区内初の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が開設
25年 4月 11月 26年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相談センターの支所を2か所増設（計24か所） ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等） ・練馬区介護保険条例の一部改正 介護保険運営協議会の審議事項および委員数を変更 延滞金の割合の特例の算定に用いる特例基準割合の定義の改定等
26年 4月 10月 12月 27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービスを利用した場合の区分支給限度額の見直し ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・高齢者相談センターの支所を1か所増設（計25か所） ・第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額5,825円（平成27～29年度）と第15段階の設定等 生計困難世帯に対する第6期保険料の減額（平成27～29年度分） 新たな公費負担による低所得者への保険料負担の軽減

	高齢者相談センター本所（光が丘・石神井・大泉）の業務委託開始
27年 4月 7月 8月 10月 28年 1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（-2.27%改定 内訳：在宅-1.42%、施設-0.85%） ・介護予防・日常生活支援総合事業を開始 ・第6期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・一定以上所得者の負担割合の見直し（2割負担の導入） ・練馬区介護保険条例の一部改正 公共事業施行に伴う自宅の買換え等に係る介護保険料の減免（～平成29年度） ・マイナンバー利用開始 ・練馬区介護保険条例の一部改正 介護保険料の減免に係る申請期限を変更
28年 4月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・定員18人以下の小規模通所介護が地域密着型サービスに移行 ・介護保険運営協議会に第7期事業計画策定に向けての諮問 ・区内初の看護小規模多機能型居宅介護が開設 ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）
29年 8月 10月 12月 30年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費の見直し（一般区分の自己負担限度額引き上げ） ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額6,470円（平成30～32年度） 生計困難世帯に対する第7期保険料の減額（平成30～32年度分） 公費負担による低所得者への保険料負担の軽減（平成30～32年度分）
30年 4月 7月 8月 31年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+0.54%改定、一律ではなくサービス種類により個々に設定） ・高齢者相談センター本所4か所と支所25か所の体制を、「地域包括支援センター」25か所に再編し、呼称を変更 ・居宅介護支援事業所の指定権限が都から区へ移管 ・パンフレット「地域密着型サービスってなんだろう!？」作成 ・パンフレット「介護保険スタートガイド」作成 ・第7期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・一定以上所得者のうち特に所得が高い方の負担割合の見直し（3割負担の導入） ・練馬区介護保険条例の一部改正 公費負担による低所得者への保険料負担軽減の拡大
令和 元年 5月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・元号が「平成」から「令和」に ・消費税率引き上げによる税収を財源とした制度改正 保険料段階第1段階から第3段階の保険料を公費負担により軽減 介護報酬改定（+0.39%改定） 介護職員等特定処遇改善加算の創設 ・介護保険施設に入所した場合の居住費・食費の基準費用額（1日あたり）の見直し ・居宅サービスを利用した場合の区分支給限度額の見直し ・介護保険運営協議会に第8期事業計画策定に向けての諮問 ・高齢者基礎調査の実施（高齢者一般調査、要支援・要介護認定者調査、特別養護老人ホーム入所待機者調査等）
2年10月 12月 3年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会が次期事業計画策定に対して答申を区長に提出 ・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案を公表（意見募集） ・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険条例の一部改正 保険料基準月額6,600円（令和3～5年度） 生計困難世帯に対する第8期保険料の減額（令和3～5年度分） 公費負担による低所得者への保険料負担の軽減（令和3～5年度分）
3年4月 7月 4年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（+0.70%改定、うち、新型コロナウイルス感染症対応として0.05%） ・第8期練馬区介護保険運営協議会が発足 ・介護職員処遇改善支援補助金交付（同年9月まで）

(2) 介護保険に関する練馬区の条例、規則、要綱

(地域支援事業のみに関するものを除く)

介護保険に関する条例・規則

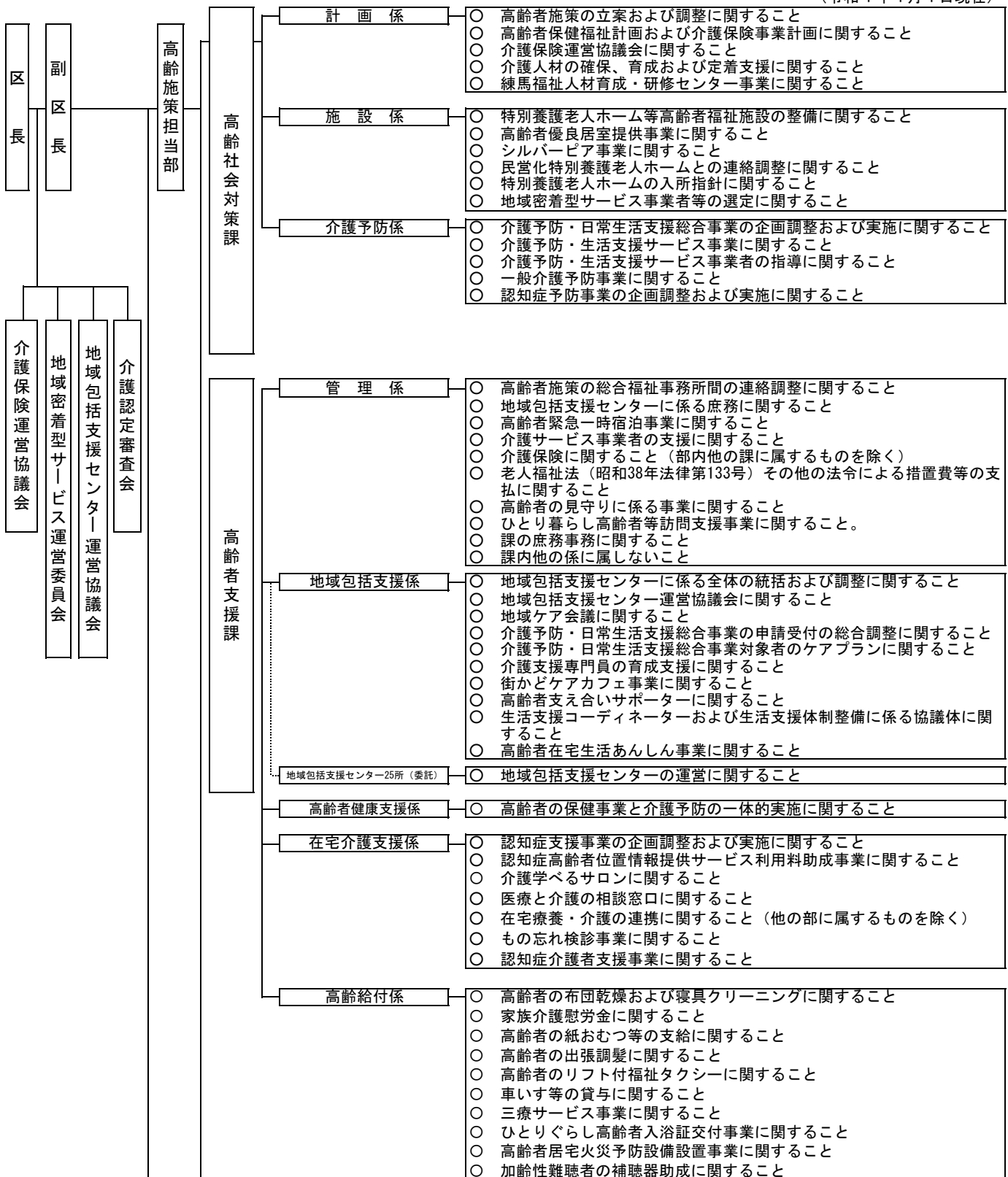
- 練馬区介護保険条例 (平成 12 年 3 月制定)
- 練馬区介護保険条例施行規則 (平成 12 年 3 月制定)
- 練馬区介護保険給付準備基金条例 (平成 12 年 3 月制定)
- 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例 (平成 15 年 3 月制定)
- 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例施行規則 (平成 15 年 5 月制定)
- 練馬区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- 練馬区指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則 (平成 18 年 3 月制定)
- 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月制定)
- 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月制定)
- 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (平成 27 年 3 月制定)
- 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例 (平成 30 年 3 月制定)
- 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例施行規則 (平成 30 年 3 月制定)

介護保険に関する要綱

- 練馬区介護保険事業に係る要介護認定調査委託実施要綱 (平成 12 年 1 月制定)
- 練馬区介護認定審査会運営要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- 練馬区障害者訪問介護等利用者負担金助成事業実施要綱 (平成 12 年 3 月制定)
- 練馬区基準該当サービス事業者の登録に関する要綱 (平成 12 年 4 月制定)
- 練馬区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事業実施要綱 (平成 12 年 8 月制定)
- 練馬区介護保険住宅改修費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- 練馬区介護保険料の徴収猶予および減免処理要綱 (平成 12 年 9 月制定)
- 練馬区介護保険暫定サービス利用者負担軽減実施要綱 (平成 13 年 3 月制定)
- 練馬区社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 (平成 14 年 3 月制定)
- 練馬区介護保険高額介護サービス費支給事務取扱要綱 (平成 14 年 9 月制定)
- 練馬区生計困難世帯に対する介護保険料の減額に関する事務処理要綱 (平成 15 年 3 月制定)
- 練馬区介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- 練馬区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 (平成 17 年 4 月制定)
- 練馬区介護保険認定調査員取扱要綱 (平成 18 年 3 月制定)
- 練馬区介護給付調査員取扱要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- 練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱 (平成 18 年 10 月制定)
- 練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱 (平成 20 年 3 月制定)
- 練馬区要介護・要支援認定資料提供事務取扱要綱 (平成 21 年 3 月制定)
- 練馬区介護支援専門員更新研修費助成要綱 (平成 21 年 4 月制定)
- 東日本大震災に伴う練馬区介護保険料の減免の取扱いに関する要綱 (平成 23 年 7 月制定)
- 介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱 (平成 25 年 1 月制定)
- 練馬区介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の受領委任払いに関する実施要綱 (平成 25 年 2 月制定)
- 東日本大震災に伴う練馬区介護保険および介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額軽減支援事業実施要綱 (平成 26 年 3 月制定)
- 練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱 (平成 27 年 6 月制定)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る練馬区介護保険料の減免の取扱いに関する要綱 (令和 2 年 6 月制定)

(3) 介護保険関係組織、事務分掌

(令和4年4月1日現在)



介護保険課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の普及に関すること ○ 介護保険の不服審査に関すること ○ 介護保険事業の調整に関すること ○ 介護保険事業の予算、決算および会計に関すること ○ 介護保険の統計および調査に関すること ○ 介護保険の苦情および相談のとりまとめに関すること ○ 第三者評価支援に関すること ○ 課の庶務事務に関すること ○ 課内他の係に属しないこと 	
	事業者指定係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービス事業者等の指定に関すること (他の部および部内他の課に属するものを除く) ○ 居宅介護支援事業者等の指定に関すること ○ 基準該当事業者の登録に関すること ○ 指定サービス事業者等の情報に関すること ○ 地域密着型サービス運営委員会に関すること ○ 介護予防・日常生活支援サービス事業の第一号事業実施に係る事業者の指定に関すること 	
	事業者運営推進係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅サービス計画等の適正指導に関すること ○ 運営推進会議に関すること ○ 介護事業者等への日常的な指導助言に関すること (他の部および部内他の課に属するものを除く) ○ 介護給付調査員に関すること 	
	介護認定第一係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定申請に関すること ○ 要介護認定審査に関すること ○ 審査会委員に関すること 	
	介護認定第二係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定調査に関すること ○ 調査員研修に関すること 	
	給付係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の保険給付に関すること ○ 介護報酬および介護予防・生活支援サービス事業に係るサービス費の支払に関すること ○ 保険給付の不当利得に関すること ○ 負担割合合証に関すること ○ 保険給付の一部負担金に関すること ○ 国民健康保険団体連合会の契約・支払いに関すること ○ 高齢者自立支援住宅改修事業および用具事業に関すること 	
	介護システム係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険システムの調整に関すること ○ 給付適正化事業の調整に関すること ○ 居宅サービス計画および介護予防サービス計画の届出に関すること ○ 国民健康保険団体連合会に関すること (契約・支払に関するものを除く) 	
	資格保険料係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の資格の取得および喪失に関すること ○ 被保険者証に関すること ○ 保険料の賦課に関すること ○ 保険料の収納に関すること ○ 保険料の証明に関すること ○ 保険料の還付および充当に関すること ○ 保険料の収納委託および受託に関すること ○ 保険料の滞納整理に関すること ○ 保険料の滞納処分に関すること 	
福祉部	管理課	保健福祉サービス苦情調整委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉サービスの苦情を公正に調整すること (介護保険サービスを含む)
	指導検査担当課	社会福祉法人係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人の認可に関すること ○ 社会福祉連携推進法人の認定に関すること ○ 社会福祉法人の指導監査に関すること ○ 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること ○ 社会福祉法人等の会計に関すること
		介護サービス検査係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス事業者の指導検査に関すること
	総合福祉事務所	高齢者支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法による福祉の措置および援護の調整に関すること ○ 高齢者の保健福祉に係る相談および支援に関すること ○ 圏域内の地域包括支援センターに係る全体の統括および調整に関すること ○ 圏域内の地域ケア会議に関すること
健康部	推進課	健康づくり係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人および高齢者の健康教育に関すること (部内他の課に属するものを除く)
		歯科保健担当係	
		保健相談所	

練馬の介護保険

- 令和3年度（2021年度）実績報告 -

令和4年（2022年）11月発行
練馬区高齢施策担当部介護保険課
〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1
T e l 03（3993）1111（代表）
E-mail kaigo@city.nerima.tokyo.jp

介護保険のページ

[https://www.city.nerima.tokyo.jp/
hokenfukushi/kaigohoken/index.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/index.html)